

# 養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲

2018年(平成30年)2月27日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

私達は、当該遺跡の範囲について、下記(1)“佐古の丘の地形”(2)“中核区域”(3)“運用区域”(4)“関連区域”より構成されると考えます。

## (1) 養生所/(長崎)医学校等遺跡が位置する“佐古の丘の地形”

[現在の西小島1丁目、西小島2丁目、稲田町、館内町、籠町、船大工町、寄合町の一部]

- ・ポンペ・ファン・メールデルフォールト氏は、養生所の建設にあたってその建設場所について「新鮮な空気が通る、清潔な水の豊富な小高い丘の上で、街の外であるが病人の運搬に便利な場所」と献策しました。
- ・私達は、ポンペ氏の長崎での病院建設への献策は、当時の世界に於ける又は長崎に於ける諸状況の下に近代病院運営の体系/仕組(system)として提言されたと理解します。
- ・当該遺跡の立地は、ポンペ氏が示した献策に一致する態様を具えています。
- ・私達は、当該遺跡の立地である“佐古の丘の地形”を、当該近代病院の運営の体系/仕組(system)を具体化する実体として、当該遺跡の要素であり、当該遺跡の範囲と考えます。
- ・“佐古の丘の地形”は、大規模な開発事業による大規模な破壊がなく、当時の状況を良く遺存しています。

## (2) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の“中核区域”

[現在の旧長崎市立佐古小学校の敷地及び外周道路及びその南部の西小島2丁目の一角及び可能性として長崎市道稲田町6号線の北部でその西に隣接する稲田町の一部]

[長崎市西小島佐古16番、15番、14番、14番-2、17番-2、17番-4、18番-2、1106番、その外周道路(17番-3、18番-3を含む)、59番-2、59番-3、59番-4、可能性として長崎市稲田町44番の一部]

- ・江戸期の養生所(病院、医学所)、精得館(医学所、病院、分析究理所)、明治期に入り長崎府医学校(及び病院)を経て第五高等中学校医学部とその分教場(第五高等学校医学部、長崎医学専門学校の時代を含む)、明治期の梅毒病院から昭和期の小島病院へと推移した建物敷地及び当該敷地に接する又は内包する当該施設に由来する道路。
- ・一帯の西部にヘールツの居宅である蓋然性が高い平屋建洋館を含み、一帯の東部の二階建洋館も医学校関係者の居宅である可能性があります。
- ・この状況は、遺跡の地上遺構、文献資料、複数の医学校の図面、複数の精得館から第五高等中学校医学部とその分教場、梅毒病院から小島病院の写真より理解できます。
- ・ヘールツの居宅については、Prof. Harmen Beukers が提示する De Bataafsche Leeuw, Amsterdam, 1987—Teacher among the Japanese—Letter by Dr. K. W. Gratama considering his stay in Japan 1866—1871—130p 1871—“Tuesday, May 11 及び a letter (by Escher) 23. 09. 1873 によりその蓋然性が高いと理解できます。

## (3) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の“運用区域”

[現在の稲田町の北部の館内町の東に隣接する一帯]

[長崎市稲田町39番、40番、41番、42番、43番、44番、45番、46番、47番、48番、49番]

- ・菜園と果樹園と初期の体操場とその付帯施設として運用されたと推測する一帯。
- ・この状況は、慶応年間の複数の精得館の写真、明治四年頃の医学校の写真、明治10～11年頃の医学校の写真より理解できます。

## (4) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の“関連区域”

[旧大徳寺境内(庫裏、参道を含む)、梅香崎天満宮と大楠神社及び大楠一帯]

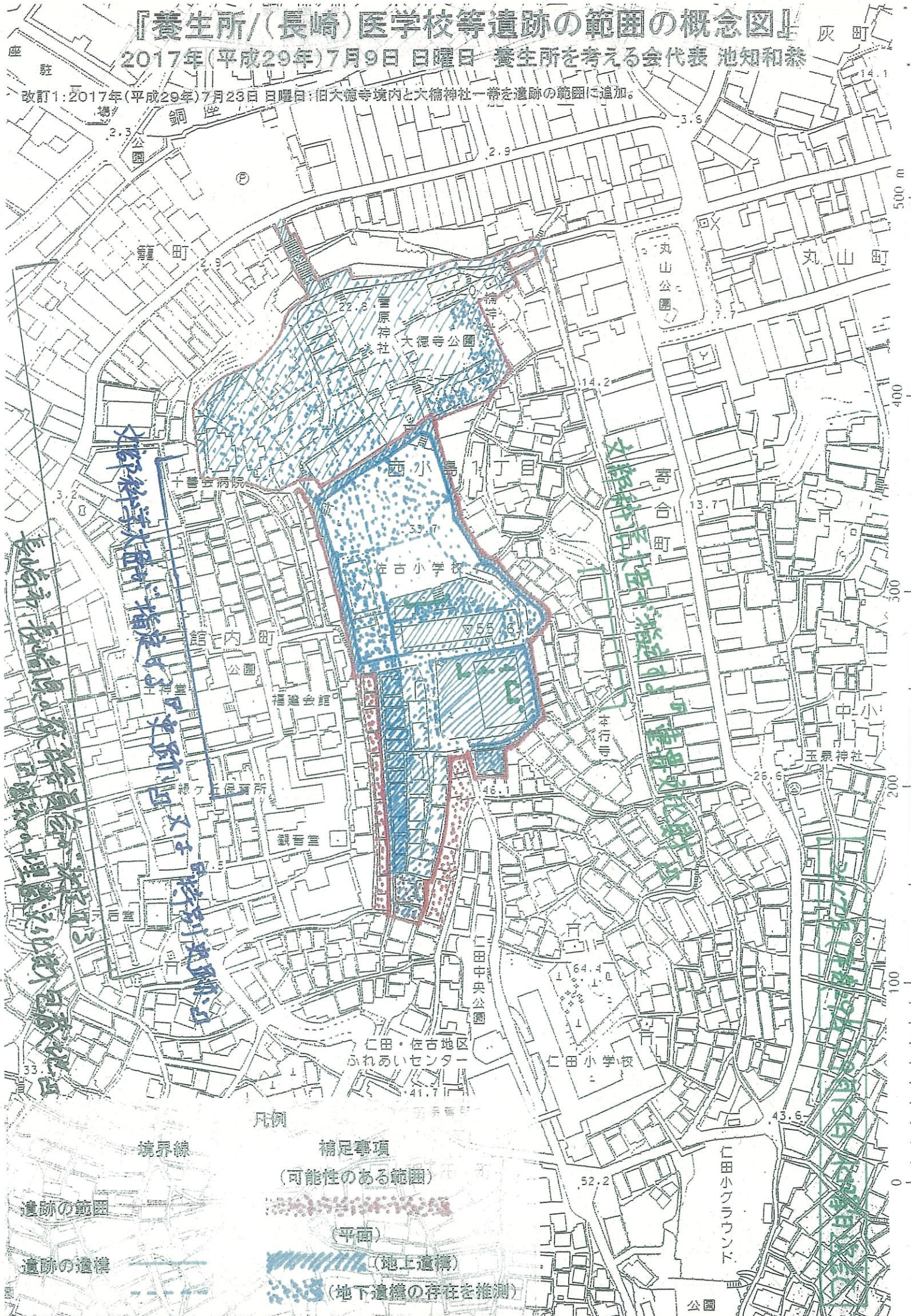
[長崎市西小島町佐古1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、籠町の一部]

- ・振遠隊墳墓地、明治三年から明治四年英医ニュートンが梅毒病院を運営、エッシャーが自身の日記で一帯をスクールガーデンと言及、佐古招魂社(梅香崎墳墓地)、勅使坂、明治12年に大徳寺庫裏跡一帯に長崎病院が竣工(大正期に橋本大徳園として整備し公開)した区域。
- ・医学校関係者が一帯を親しむ様子は、Prof. Harmen Beukers が提示する Diary of Escher 及び a letter (by Escher) 23. 09. 1873 により理解できます。
- ・古写真の大徳寺跡一帯の木陰に時期によりいくつかの洋館である可能性がある映像を確認できます。これが洋館であれば医学校関係者の居宅である可能性があります。

# 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲の概念図』

2017年(平成29年)7月9日 日曜日 養生所を考える会代表 池知和恭

改訂1: 2017年(平成29年)7月23日 日曜日: 旧大徳寺境内と大楠神社一帯を遺跡の範囲に追加。



大徳寺境内と大楠神社一帯を遺跡の範囲に追加。

大徳寺境内と大楠神社一帯を遺跡の範囲に追加。

境界線

補足事項  
(可能性のある範囲)

遺跡の範囲

遺跡の遺構

(平面)

(地上遺構)

(地下遺構の存在を推測)

公園

# “Geerts’ house” と “schoolgarden” について — Prof. Harmen Beukers の提示 —

養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)について

2017年(平成29年)7月25日 火曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

ハルメン・ボイケルス教授が提示する a letter by Escher 23. 09. 1873 と his diary のオランダ語原文の記述、及び、Dinsdag 11 Mei 1971 のオランダ語原文のハラタマの書簡の記述、に対する各英文訳は、以下の通りです。

・2016-6-22 From Prof. Harmen Beukers

.....

## 1. from the Diary of Escher:

“In the schoolgarden there is a holy camphor tree of large size; a picturesque sight”

## 2. from a letter (by Escher) 23. 09. 1873:

“Geerts.....who lives on a hill next to his hospital, from where one has a beautiful view on the roadstead and city. The main entrance is very broad staircase with terrace and temples on both sides shaded by very heavy and curved pines and camphor trees, one of which, that has a particular heavy and extended leaf canopy, is considered sacred by the Japanese”

## 3. De Bataafsche Leeuw, Amsterdam, 1987

Teacher among the Japanese

Letter by Dr. K. W. Gratama considering his stay in Japan 1866-1871  
130p 1871

“Tuesday, May 11

in the Morning, Mansvelt comes to pick me up. We visited Toubrink, Hartmans, Bohiens and the hospital as well as the laboratory. ...

The house of Geerts is very nicely located, in the middle of a miniature botanical garden. ... ”

私達は、以上より、1871年(明治四年)にはヘールツが研究所に等しい病院に近いと推測できるとも素敵な場所に位置する小さな薬園の庭園に囲まれた住宅に住んでいたこと、1873年(明治6年)ヘールツ・ハウスは、彼の病院の隣にあること、港の停泊所と市街を望む美しい風景を伴っていたこと、玄関はテラスを伴うとても広い階段であること、又、旧大徳寺境内や庫裏の一带、即ち、松と楠の木立で薄暗い梅香崎神社と大楠神社、聖なる大楠の一带、の様子が話題になっていたこと、旧大徳寺一带が、schoolgarden と認識されていたこと、ハラタマが1871年5月(明治四年)に長崎を再訪したこと、が理解できます。

以上

2018年(平成30年)2月5日 月曜日

長崎県知事  
長崎県教育委員会教育長  
長崎市長  
長崎市教育委員会教育長  
長崎市議会議長  
長崎市文化財審議会長  
長崎市文化観光部長  
長崎市まちづくり部長  
長崎市土木部長  
長崎市環境部長  
長崎市理材部長

中村法道 様  
池松誠二 様  
田上富久 様  
馬場豊子 様  
野口達也 様  
下川達彌 様  
股張一男 様  
片江伸一 様  
吉田安秀 様  
草野孝昭 様  
三井敏弘 様

養生所を考える会 代表 池知和恭



養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書 Ⅲ

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

の提出等についての記者会見を実施したお知らせ

標記の件について、2018年(平成30年)2月5日 月曜日 16:00より  
長崎市役所市政記者室にて、別添書類の如く、  
『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書 Ⅲ  
(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)』  
の提出等についての記者会見をいたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 別添書類

『養生所/(長崎)医学校等遺跡についての記者会見

〔養生所(病院及び医学所)-精得館(病院及び医学所及び分析研究所)-長崎府医学校(及び病院)とその後の整備発展及び梅毒病院とその後の推移〕』

2018年(平成30年)2月5日 月曜日 16:00より 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上

連絡先: 要望者

養生所を考える会 代表 池知和恭

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

携帯電話

(電話

# 養生所/(長崎)医学校等遺跡についての記者会見

[養生所(病院及び医学所)-精得館(病院及び医学所及び分析研究所)-長崎府医学校(及び病院)とその後の整備発展及び梅毒病院とその後の推移]



2018年(平成30年)2月5日月曜日 16:00より 於長崎市役所 市政記者室  
養生所を考える会 代表 池知和恭

## I. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書 III (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

2018年(平成30年)1月22日月曜日』の長崎県/市への提出について

私達は、2018年(平成30年)1月22日月曜日、長崎県知事、長崎県教育委員会教育長、長崎市長、長崎市教育委員会教育長、長崎市議会議長、長崎市文化財審議会長、の皆様宛てて、当該要望書を提出し、本件に係る長崎市文化観光部長、長崎市まちづくり部長、長崎市土木部長、長崎市環境部長、長崎市理材部長の皆様にその旨御案内しました。

要望書IIIの要望は

「私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、当該遺跡を文化財であると認識することより、一部でも損壊や滅失によって失われるなどの被害を及ぼすような意図的措置をとらないことを要請します。」

です。

要望は、“この遺跡は文化財だから破壊せず保存して継承して欲しい”との根本的な主旨で、簡潔なものです。

## II. 文化庁の“近代遺跡の調査”等と“養生所/(長崎)医学校等遺跡”について

2018年(平成30年)1月28日 日曜日 九州考古学会/福岡大学人文学部歴史学科(考古学)桃崎祐輔教授は、当該遺跡を視察調査され、遺跡について所見されるなかで、「平成10年頃に近代遺跡の全国調査があった。この際に把握されてよかった遺跡であるが何故に当時把握されなかったのか」と疑問を提示されました。

文化庁は、平成に入ってから「近代化遺産」の実態調査への検討に入り、1990年(平成2年)年度より全国の都道府県を対象とした「日本近代化遺産総合調査」を国庫補助事業として開始、1994年(平成6年)9月1日に「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議」を設置し、記念物、建造物、美術・歴史資料及び生活文化・技術の4分科会を置き、調査研究を進め、1996年(平成8年)8月13日[8保記第三九号]として各都道府県教育委員会文化財主幹課長あて文化庁文化財部記念物課長通知「近代遺跡の調査の実施について」をもって平成8年度から八か年の計画で近代遺跡の全国調査を実施しました。

次に近代遺跡調査実施要項[抜粋]、及び要項と当該遺跡との比較を記します。

## (1) 近代遺跡調査実施要項

(平成八年七月一八日)(文化財保護部長決済)

[抜粹]

…そこで、文化財保護企画特別委員会報告(平成六年七月一五日)や近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議報告(平成七年一月二〇日=記念物分科会関係報告、平成八年七月八日=全体報告)等の提言を踏まえ、平成八年度から近代遺跡の全国調査を実施する。

### 一 対象とする時期

対象とする遺跡の時期は、幕末・開国頃から第二次世界大戦終結頃までとする。

### 二 対象とする遺跡の分野区分

調査の対象は、政治・経済・社会・文化・その他のすべての分野にわたるが…次の一の分野区分に従い調査を行う。

- ・経済 [cir1] 鉱業 [cir2] エネルギー産業(鉱業を除く) [cir3] 重工業 [cir4] 軽工業 [cir5] 交通・運輸・通信業 [cir6] 商業、金融業 [cir7] 農林水産業
- ・社会 [cir8] 社会(生活様式、都市計画、保健・衛生、福祉、社会運動等)
- ・政治 [cir9] 政治(立法、行政、司法、外交、軍事、政治運動等)
- ・文化 [cir10] 文化(学術、芸術、教育、情報伝達等)
- ・その他 [cir11] その他(前記[cir1]～[cir10]に属しない分野)

### 三 選択の基準

今回の調査は、近代の歴史を理解する上で欠くことのできない重要な遺跡について、国および地方公共団体の適切な保護を図るための基礎資料を得るため、近代の遺跡の遺存状況について調査するものである。

(一) 調査の対象とする遺跡は、次のア及びイを満たすものとする。

ア 次のいずれかに該当するものであること。

[cir1] 我が国の近代史を理解する上で、欠くことのできない遺跡であること。

[cir2] 近代史の各分野において、学術研究上重要な意義を有する遺跡であること。

[cir3] 各地域における近代史の特徴をよく示す遺跡であること。

イ 遺跡の保存状況が良好で、遺跡にかかわる建造物、遺構、敷地等が良好に保存されており、学術的価値が高いこと。

## (二) 留意事項

[cir1] 近代の歴史事象に直接又は密接にかかわる遺跡を対象とし、記念碑・顕彰碑復元建物等の二次的な遺跡は対象としない。

[cir2] 移築された建造物等であっても、歴史的意義を有する物件は調査の対象とする。

[cir3] 近世以前から続いている遺跡であっても、近代の遺跡としての特色を備えている遺跡は調査の対象とする。

## 四 調査の方法

(一) 調査は、平成八年から概ね八年計画で実施する。

(二) 調査は、所在調査と詳細調査の二段階に分けて行う。

[cir1] 所在調査。

所在調査は、一分野のうち三～四分野ずつ平成八年度から三年間で行う。

[cir2] 詳細調査。

詳細調査は、各分野ごとに、第一年度に検討委員会により詳細調査の対象となる遺跡の選定、第二年度に調査の実施、第三年度に調査報告書の作成と保存を要する遺跡の選定、の三年計画で行う。平成九年度以降、同一五年度までの間に、所在調査の終了した分野のうち二～三分野ずつ年次計画により行う。(別紙詳細スケジュール表参照)

## 五 所在調査

(一) 所在調査は、近代遺跡の全国的な所在状況を把握することを目的とし、各都道府県教育委員会に依頼し、市町村教育委員会や都道府県および市町村の関係部局・機関等の協力を得て実施する。

(二) 所在調査のデータは、所在調査票に記入し、毎年度一二月末まで(平成八年度は一月末まで)に文化庁に提出する。(別紙所在調査票様式参照)その際、Aランク遺跡(左記(四)参照)については、写真三～四点(スライドとも)も合わせて提出されたい。

(三) 調査項目は次の通りとする。

一 分野、遺跡の名称 二 所在地 三 所有者 四 年代 五 遺跡の説明  
六 保存の状態 七 管理の状況 八 指定の有無 九 遺跡の評価

(四) 遺跡の評価については、三(一)の選択の基準に照らして遺跡を評価し、A、B、Cの三段階にランク付けを行う。

その際、我が国の近代史を理解する上で欠くことのできない遺跡をA、各地域の近代史を理解する上で特に重要な遺跡をB、その他の遺跡をCとする。

## 六 詳細調査

(一) 詳細調査は、遺跡の歴史的意義、保存状態等について詳細な調査を行うことを目的に、当該遺跡に詳しい専門家等に委嘱して行う。

(二) 詳細調査の実施に当たっては、都道府県・市町村教育委員会に対し、資料提供及び現地調査への協力を依頼する。

(三) 詳細調査の結果は、所定の調査票に記入し、毎年度三月末までに文化庁に提出する。

(四) 詳細調査の調査票には、遺跡の立地、成立年代、歴史的変遷、遺跡の現況、保存修理の経緯、遺跡の文化財的価値、関連する古絵図、古写真、古文献の所在、調査・研究歴等について、六、〇〇〇字(四〇〇字詰原稿用紙一五枚)程度にまとめて記述する。

また、次の資料を添付する。

a 遺跡の現況写真一〇枚程度、関連する古絵図の写真・古写真一〇枚程度

b 遺跡についての調査報告書・研究論文等のリスト

※ 調査スケジュール表([cir1]、[cir2]、[cir3]・・・は分野を示す。)

(平成八年から平成一五年の期間に於いて、平成八年から平成一〇年に所在調査を、平成九年から平成一五年に詳細調査(対象遺跡の選定、調査、報告書作成)を行う。)



## (2) “近代遺跡調査実施要項”と“養生所/(長崎)医学校等遺跡”の実態との比較

### 一 対象とする時期

当該遺跡は、対象とする時期に合致します。

### 二 対象とする遺跡の分野区分

当該遺跡は、経済、社会、政治、文化、その他の五項目の内容の大半の展開/発展に影響する各分野の原点としての歴史事象に直接関わる遺跡です。

### 三 選択の基準

#### (一) 調査の対象とする遺跡

当該遺跡は、ア及びイを満たし、調査の対象とする遺跡に合致します。

ア 次のいずれかに該当するものであること。

[cir1][cir2][cir3]の全てに該当します。

イ 遺跡の保存状況が良好で、遺跡にかかわる建造物、遺構、敷地等が良好に保存されており、学術的価値が高いこと。

第二次海軍伝習で来日したポンペは、養生所の建設にあたって“新鮮な空気が通る、清潔な水の豊富な小高い丘の上で、街の外であるが病人の運搬に便利な場所”と献策して、この献策に適う場所として小島郷字佐古が選ばれました。

遺跡は、周辺近隣と共に旧来の地形や遺跡の要素が良好に保存され、遺跡の全体に地上遺構と地下遺構が散在し、敷地が完存しその大きさが完全に保存されています。江戸期より明治期に、施設の発展の画期にそうと意識して撮影されたと推測する全体の写真、主に人物を記念して適宜撮影された施設を背景とする時々の写真、医学校の各時時代の図面、当時の関係者の記述、が現存して知られ、現在までに遺跡の時代の次の時代の土地の用役によって失われた地上建造物と地下遺構の実態を補います。発掘等調査の成果と現存する必要な時期を的確に捉えた精度の高い資料群は、施設の変遷を具体的に、良好な精度の再現性を以って、提示します。

私達は、遺跡の実態と現存する各種資料より土木造成と施設拡張発展の遺跡として完成された痕跡である“土地の造形”について世界遺産条約履行上例外的に正当化される憶測の余地のない再建によって、当該遺跡の本来あるべき本源的な価値の重要な側面を、又、現代のICT(Information Communication Technology)を活用して資料情報を発信し、当地で活動する人物や地上建造物や土地の造形を含めた在りし日の姿を、皆様の目前に提示することが可能です。

当該遺跡は、周辺近隣と遺跡の良好な実態と現存する信頼性と精度の高い資料群が相互に補完する一体の存在として在り、その存在は、高い学術的価値を有します。

## (二) 留意事項

[cir1] 当該遺跡は、当該の歴史事象に直接又は密接にかかわる遺跡です。

[cir3] 当該遺跡は、近世から続きますが、近代の遺跡としての特色を備える遺跡です。

## 四 調査の方法

平成八年から平成一五年の期間に所在調査と詳細調査(対象遺跡の選定、調査、報告書作成)が予定され、実施されました。

## 五 所在調査

(一) 所在調査は、近代遺跡の全国的な所在状況を把握することを目的とし、各都道府県教育委員会に依頼し、市町村教育委員会や都道府県および市町村の関係部局・機関等の協力を得て実施されました。

当該遺跡は、所在調査がなされていないようです。

(三) 調査項目は、一 分野、遺跡の名称 二 所在地 三 所有者 四 年代 五 遺跡の説明 六 保存の状態 七 管理の状況 八 指定の有無 九 遺跡の評価 です。

当該遺跡について、明確となっている事項は一つもありません。

(四) 遺跡の評価については、三(一)の選択の基準に照らして遺跡を評価し、又、我が国の近代史を理解する上で欠くことのできない遺跡をA、各地域の近代史を理解する上で特に重要な遺跡をB、その他の遺跡をC、と三段階にランク付けを行います。

当該遺跡は、Aランク、及び、Bランク、に合致します。

## 六 詳細調査

(一) 詳細調査は、遺跡の歴史的意義、保存状態等について詳細な調査を行うことを目的に、当該遺跡に詳しい専門家等に委嘱して行うものです。

当該遺跡は、詳細調査がなされていないようです。

(四) 詳細調査の調査票は、遺跡の立地、成立年代、歴史的変遷、遺跡の現況、保存修理の経緯、遺跡の文化財的価値、関連する古絵図、古写真、古文献の所在、調査・研究歴等について、六、〇〇〇字(四〇〇字詰原稿用紙一五枚)程度にまとめて記述し、資料(a 遺跡の現況写真一〇枚程度、関連する古絵図の写真・古写真一〇枚程度 b 遺跡についての調査報告書・研究論文等のリスト)を添付するものです。

私達は、当該調査の詳細調査の調査票の全て事項に亘って、長崎市等に対して、私達が過去に作成した複数の陳情書と要望書と連絡書面をもって、管見と考察の限りの全ての情報と見解を提示しています。

### (3) 所感

当該遺跡は、文化庁が平成八年から八年計画で全国を対象に実施した、近代遺跡調査において、本項での比較考察に顕されるとおり、その存在は重要な意義を有し、高い位置づけ(Aランク及びBランク)を得られる遺跡です。

私達は、当該遺跡について、遺跡の本来の姿である現状保存を以って、継承されなければならない、人々によって、一部でも損壊や滅失によって失われるなどの被害を及ぼすような意図的措置がとられることがあってはならない、と考えます。

### Ⅲ. 参考事項

1. 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準  
(昭和二十六年五月十日文化財保護委員会告示第二号)  
昭和三十年五月二十五日文化財保護委員会告示第二十九号 改正  
平成七年三月六日文部省告示第二十四号 改正

#### 史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、公官庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 寺社の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

#### 特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国の文化の象徴たるもの

### 2. インターネット上の記載より

#### ・「近代化遺産」又は「近代遺産」について

…文化庁は、平成に入ってから「近代化遺産」の実態調査に向けた検討を行い、平成2年(1990)年度より全国の都道府県を対象とした「日本近代化遺産総合調査」事業(以下「近代化遺産調査」)を、国庫補助事業として開始した。

その目的は、次のように述べられている。「わが国の近代化遺産は技術革新や産業構造の変革、経済効率の問題などにより取り壊しや改変が進行している。従ってこれらの分野の文化財について早急に実情を把握し、重要なものについては保護の措置を検討する必要があるため、総括的な調査を実施し基礎資料を収集するものである。」

当時の事業担当者であった斎藤英俊氏(建造物課文化財調査官)は『建築年報1991』(日本建築学会)で、その対象について「近代的手法によって造られた建造物(各種の構築物、工作物を含む)で産業・交通・土木に関わるもの」とし、ほぼこの見解に沿ったかたちで調査は進められている。具体的には、以下のような遺産が対象とされており、その内容は不動遺産だけでなく、デザイン等を含んだ有形・無形の文化遺産など、多岐に渡っている。(※一覧表より抜粋:産業関係、鉄道関係、交通関係、港湾関係、土木関係の建造物・構築物・工作物、その他上記施設と関わりのあった設備、機械、家具、備品類や機関庫、車両、自動車なども含む)

こうした「近代化遺産調査」の大きな意義は、従来の文化財と異なり、単体の文化財（建造物等）ではなく、文化財を中心としたシステム全体で捉えられていることである。

文化庁は、「鉱山施設を例にとれば、鉱石を掘る工場の施設、事務所の建物、本社がある施設、従業員宿舎、従業員の娯楽施設の映画館などの会館、鉱石を運ぶ鉄道施設、港湾施設、そういうものが一括して残っている場合には、全体を一構えとして保存していく」という見解を示しており、文化遺産の保護を「空間」として捉えている。また、現在、文化庁では、単体としてのハードからシステムとしてのソフトまで及ぶ考え方をさらに広げ、その活用についての調査研究（『近代の文化遺産の保存と活用に関する調査研究』）も実施された。

...

### 3. 所感

私達は、長崎市等に、相互に関連する遺跡の一角を、一構えの遺跡として保存することを提案し要望してきました。

私達は、日本の近代化について、私達が之を体系(ソフト)として認識する場合、近代化の端緒である長崎海軍伝習と医学伝習から養生所/精得館及び長崎製鉄所において、近代の概念の全体像を体系的に提示した歴史上事実、之を発展/展開して分析窮理所を以て自然科学の専門教育を実現した歴史上事実は、当該遺跡の極めて大きな歴史上意義と学術上意義を証明すると考えます。

私達は、当該遺跡について、“我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの”として文部科学大臣が「史跡」に指定し、“史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国の文化の象徴たるもの”として文部科学大臣が「特別史跡」に指定する筈の遺跡である、と考えます。

## IV. 魅力ある都市づくりへの都市基盤として

2018年(平成30年)1月30日火曜日長崎新聞朝刊一面に記事「東京一極集中が加速」、三面に関連記事が掲載され、26日に開かれた総務省の会合では有識者から“自治体の支援策はどこも横並びで、ニーズと合っていない”“まず移住のベースとなる魅力ある地域づくりが必要”などの意見があった、野田総務相は16日都内の講演で“ハードルの高い移住ではなく、観光振興で旅行者を増やし、その地域に関心をもってもらうことが大事”と訴えた、と紹介されています。

私達は、遺跡を含む文化財を、観光動員のしくみ/装置、観光施設と位置付けることはありませんが、養生所/(長崎)医学校等遺跡を、魅力ある地域/都市づくりへの社会基盤/都市基盤の有力な一つである、と位置付けて整備/活用することを提案します。

## V. その他

### 1. “遺跡”について

(1) “遺跡”は、一般に、人類の活動の痕跡、とされています。

遺跡は、“遺構”(不動産的なもの)と“遺物”(動産的なもの)より構成されるとされます。遺跡は、現在の瞬間より過去の人類の活動の痕跡の全てを考察対象とする概念です。

(2) 私達は、文化財、遺跡は、人類が知恵(抽象化—再構成—実施)を獲得した時から人類の存在と共に歩む存在であり(ラスコー洞窟などがあります)、人類の存在と双子の兄弟/姉妹の如き存在であり、互いに抹消しあうことがあってはならない、と考えます。

文化財、遺跡は、人類の誕生以来、随所に連綿と連続して存在する、人類の存在の証であり、足跡であり、文献や画像資料が概念であることに対して、実体として概念の限界を超越した明確さで事象を表象し、人類の過去の存在とその在り方を示唆します。

文化財、遺跡は、人類の認識に、常に、文献や画像資料を越えた、新しい歴史概念を提供してきました。

文化財、遺跡は、人類の認識にとって、重要で、不可欠の存在です。

私達は、文化財、遺跡が、人類の過去を明示することで、人類の現在と未来を示唆すると考えます。

私達日本人は「百聞は一見に如かず」と申します。

私達は、人類が、自らの過去と現在と未来の存在そのものを表現する、唯一の実体である文化財、遺跡を、自ら破壊し、抹消することがあってはならない、と考えます。

### 2. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲

私達は、長崎市に、遺跡として、その運営と期間と拡充と空間が連続して一体である、江戸末期の、養生所(病院、医学所)、精得館(医学所、病院、分析窮理所)、明治期から昭和前期(昭和28年頃)に至る、長崎府医学校(及び病院)から第五高等中学校医学部等の分教場まで、外周/構内道路、梅毒病院から小島病院まで、を“中核区域”として、江戸後期より整備され始め明治期へ掛けて、菜園、果樹園、体操場として運用されたと推測する中核区域の南西に隣接する区域を“運用区域”として、医学校に関係するオランダの人々にschoolgardenとして親しまれ、明治前期に長崎病院が新築運営された旧大徳寺境内(庫裏一帯、参道、梅香崎天満宮、大楠神社を含む)を“関連区域”として、一構えの連続する遺跡として、全体の保存を要望しています。

### 3. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の世界史上意義/日本史上意義

#### (1) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の世界史上意義

私達は、現代の人類の世界の社会について、人類の個人の自由の再発見と、自然科学の探求と応用(有用性の活用)、を本源的に普遍的な要素として成立している、と理解しています。

私達は、西欧社会の近代の過程において、近代国家、国民(民族)国家が形成され、又、個人の自由が保護され、又、自然科学の探求と応用が展開され、又、人類の利便と経済を拡張してきた、と理解しています。

西欧の中世から近代にかけて、個人の自由の保護と自然科学の取扱いと利便と経済の拡張は、西欧諸国の植民地主義を基盤に拡張されます。

第二次世界大戦の終結を契機に、世界に国民(民族)国家が形成され敷衍します。

現在では、世界の広範な地域に、国家による個人の自由の保護と自然科学の取扱いが敷衍しています。

私達は、現在の世界の情勢について、又は、グローバリゼーションについて、個人の自由が世界の広範な範囲に敷衍し、自由な個人が、国家の枠組みを超えて活動する社会である、と理解しています。

私達は、人類に普遍的に、個人の自由と、自然科学の探求と応用、を基盤とした社会を、近代、現代の“世界モデル”であると理解しています。

私達は、日本の開国、続く、日本の近代国家、国民(民族)国家としての国家の独立の維持、即ち、国民国家による個人の自由の保護と、自然科学とその応用である近代科学技術の自立的展開は、人類の歴史上はじめて、世界の人々に、個人の自由や自然科学への取り組みが、人類の全ての人々にとって普遍的である可能性がある、と立証した、と考えます。

私達は、日本の開国の当時、世界は西欧諸国による植民地主義が敷衍し、西欧諸国の人々は、個人の自由や自然科学の取扱い、又は、文明は、西欧諸国のものであると認識していた、と理解しています。

1854年日本が日米和親条約によって開国し、1858年日本は日米修好通商条約を締結、1862年アメリカでリンカーンが奴隷解放を宣言、1911年清国では孫文達の中国革命(辛亥革命)により1912年中華民国が建国され、1945年に第二次世界大戦が終結し、その後、アジア・アフリカ・アメリカでは、諸国の独立が成立します。

日本の開国は、資本主義の経済圏(世界市場)が地球を一周したことになり、世界的な意義があると捉えられています。

1858年、マルクスはエンゲルスへの書簡に次のように記したそうです。

…ブルジョア社会の固有の任務は、世界市場及びその基礎の上に立つ生産を作り出すことである。世界は円形であるから、このことは、カリフォルニア並びにオーストラリアの植民地化と支那並びに日本の開放によって結末に至ってきたと考えられる。…(羽仁五郎『明治維新史研究』1956年 p.94)

これは“世界の一体化”の一環として理解されています。

西欧社会では、12～13世紀の十字軍運動、モンゴル帝国の膨張、14世紀のルネサンス時代の科学的知見の拡大、航海技術の発達、15世紀末から16世紀にてんかいされたヨーロッパ・キリスト教国の大航海時代、南北アメリカ新大陸の発見と征服、新大陸で産出するスペイン銀が世界共通通貨となり、資本主義的世界経済が準備され、近代世界システムが形成され、18～19世紀前半の産業革命期の西欧諸国の植民地拡大期に世界の一体化はさらに進み、実体を具え、日本の開国と開港は、資本主義的な世界の一体化が完成したことを意味する世界史的な出来事であった、とされています。(2015 Y-History 教材工房『世界史の窓』より要約)

日本の江戸幕府は、中国における英国と清国との阿片戦争後の東アジア情勢に鑑み、日本開国、即ち、世界の諸国、欧米諸国との条約の締結による国交の樹立、開港による自由貿易での国力の蓄積が必要と判断して、決断し、之を実施、国内の社会基盤整備として、長崎でオランダ国との国際事業として、長崎海軍伝習を長崎奉行所西役所と大波止を拠点に実施して近代西洋海軍を創設、第二次海軍伝習では、長崎奉行所西役所で医学伝習が成立して之を近隣の大村町の高島秋帆邸に移し、飽の浦で長崎製鉄所を設立、第二次長崎海軍伝習の閉鎖後も、医学伝習と長崎製鉄所は存続し、長崎製鉄所は艀装岸壁を竣工して事業を継続、医学伝習は、佐古の丘に養生所(病院、医学所)を設立して発展継承、養生所は精得館と改称して分析窮理所を併設します。一連の施策は、近代西洋海軍の創設、近代西洋医学と近代西洋工場の導入、即ち、近代西洋科学技術の移入ですが、一貫して自然科学が重視され教育されました。自然科学の重視は、精得館に於ける自然科学の専門教育施設である分析窮理所の設立によってその場を得ました。

長崎での一連の取り組みは、江戸築地の講武所内への軍艦教授所の設立、横浜製鉄所/横須賀製鉄所の設立によって、関東地方での近代化の基盤となり、継承/展開されます。

これらの江戸幕府の取り組みは、明治政府に継承され、長崎や関東で育成された人々は、日本の近代国家としての仕組みの形成に広範な貢献をしてゆきます。

私達は、日本の近代国家、国民(民族)国家としての運営の最初の体系的な基盤は、江戸幕府による長崎海軍伝習や医学伝習、長崎製鉄所の設立、江戸築地の軍艦教授所の設置、欧米諸国への使節や留学生の派遣、養生所/精得館の設立、横浜製鉄所/横須賀製鉄所の設立などの施策によって形成された、と理解しています。



一連の施策の当初から、日本の人々に自然科学が重視され、精得館に日本で初めての自然科学の専門教育/研究施設である分析窮理所が設置されたことは、日本の自然科学の取り扱いにとって象徴的な出来事であり事象です。

私達は、日本の開国、及び、長崎海軍伝習、長崎製鉄所、養生所/精得館、その後の医学校や病院の展開は、現在の世界の人々にとって、個人の自由と自然科学の取扱いが、普遍的であるとの事象、現在の“世界モデル”の発端であり、その形成の原初である、と理解しています。

養生所/(長崎)医学校等遺跡は、現在の人類に普遍である“世界モデル”(人類に普遍である個人の自由と自然科学の取り扱い)をその形成の端緒/発端として表象します。

私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡が、世界遺産条約における、世界遺産一覧表に記載される筈の世界文化遺産であると考えます。

## (2) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の日本史上意義

- ①日本で最初の教育病院を附属して備える医学校です。  
(養生所(病院、医学校):近代西洋医学による病院と医学校)
- ②日本国内で自然科学が取り扱われる最初の専門の体系的な実践の場です。  
(精得館の分析窮理所)
- ③第二次海軍伝習における医学伝習の成立と共に、日本で最初の体系的な近代西洋医学の導入です。
- ④近代日本以降の全ての医学教育、医療、衛生概念/行政、薬事行政の直接の原点です。
- ⑤日本の大学(College)の原点です。東京大学の前身です。
- ⑥江戸幕府による日本開国に際する国内社会基盤整備の一環です。  
江戸幕府は、日本開国と並行して、長崎海軍伝習や医学伝習、長崎製鉄所の設立、江戸築地の軍艦教授所の設置、欧米諸国への使節や留学生の派遣、養生所/精得館の設立、横浜製鉄所/横須賀製鉄所の設立など、国内社会基盤整備に尽力しました。
- ⑦教師や学生や関係者たちは、日本の社会の軍事、科学、政治、経済、生活の広範な分野で活躍し、近代の日本の国家としてのしくみやかたちを形成し、継承/発展して日本の国は明治20年代には世界的な業績を形成します。
- ⑧当該遺跡は、江戸幕府による日本開国に際する国内社会基盤整備の一環のうち、日本開国の推進力の中核をなすと考えられる自然科学や科学技術の取扱いに係る事業のなかで唯一遺跡としての実態を遺存する遺跡です。
- ⑨幕府の日本開国や開国に伴う国内基盤整備や御一新以降の明治政府による継承と日本の近代国家としての歩み、そして、現代の生活は、日本の自然や風土を基盤として、中世における精神生活の転換や貨幣経済の進展、日明貿易や戦国大名による領国経営(石見銀山や大分の硫黄など資源開発と物産促進、東アジア交易)による国力の蓄積、西欧諸国の人々の来訪、鎖国と徳川の平和、江戸幕府による西欧社会とアジアに関する即ち世界情勢に係る情報収集と日本開国と国内社会基盤整備、明治の御一新を経た近代国家、国民(民族)国家への転換などの、歴史/社会/思想の連続性と内的変化のうちに、漸次、速い速度(近代化)を実現して、之を形成しています。

当該遺跡は、これ等の全てを表象する特徴的で重要な遺跡です。

#### 4. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の本源的価値について

私達は、当該遺跡の本源的価値について、当該遺跡の歴史に関わる人々の活動の範囲である当該遺跡の“中核区域”と“運用区域”及び“関連区域”の全体が、周辺的良好に保存された地形と共に、完存することより、日本で最初の教育病院を付属して備えた医学校として、江戸期に唯一存在した医学校及び病院として、設立された立地やその広さ等の大きさや整備拡張の経過等の実態が、明治期に日本各地で設立された医学校の実態を考察する際の比較の原点として、即ち例えるならば医史学上の“標準原器”として存在する処にある、と理解しています。

私達は、当該遺跡は、発掘等調査の成果と現存する必要な時期を的確に捉えた精度の高い資料群によって、その施設の変遷を具体的に、良好な精度の再現性を以って、提示でき、現存する遺跡として、高い学術上価値を有する、と考えます。

#### 5. 2018年(平成30年)1月27日土曜日長崎新聞朝刊22面[NEWS論点]「大学教育発祥地の完全保存を(齋藤寛(元長崎大学長)、朝長万左男(日赤長崎原爆病院名誉院長)、相川忠臣(長崎大学名誉教授)、稲富裕和(日本考古学協会員)、共同執筆)」への見解

私達は、斯かる、経験豊富な、人類社会の先達である先生方が、出島オランダ商館、海軍伝習所、医学伝習所、長崎の養生所(病院、医学所)/精得館(医学所、病院、分析窮理所)、致遠館、の歴史と遺跡を視野に(私達は之に英語伝習所を加えたいと考えます。)、当該遺跡群を“世界遺産に相当する”と位置づけ、当該養生所等遺跡について“完全保存”が妥当と見解された事について、私達長崎市民と、長崎市議会、長崎市、長崎市長、は重視し、例え、各局面で検討され、決済され、決議された方針/予定があるとしても、より良い方向性が認識されれば、方向性を修正又は変更することが賢い即ち賢明な態度であると考えることより、当該遺跡に関わる事象についてより良い方向性が認識されたものと受け止め、長崎市に於いては当該遺跡について完全保存への措置が選択されるべきである、と考え、改めて、当該遺跡の完全保存を要望します。

## 6. 個別の遺跡の評価と個別の遺跡の取扱い

私達は、個別の遺跡の取扱いは個別の遺跡の評価に基づいて措置が選択されなければならない、と考えています。

### (1) 個別の遺跡の評価について

私達は、個別の遺跡の評価について、その遺跡の歴史上意義、学術上意義、学術上価値に関して多様な文化的文脈、又は/及び、関係する広範な地域と分野の専門家によって十分に調査・研究・考察・議論され、開示され、修正され、広く市民や県民や国民や世界の人々に認知され、受け入れられ、共通認識を形成できるものでなければならないと考えます。

### (2) 個別の遺跡の取扱いについて

個別の遺跡の具体的な取扱いへの措置は、斯かる人類の共通認識が形成された状況下において始めて選択されるべきである、と考えます。

## 7. 養生所/(長崎)医学校等遺跡に関わる文化庁の見解について

私達は、当該遺跡に関わる文化庁の見解について、下記の通り認識します。

### (1) 当該遺跡に関わる文化庁の主な見解は以下の通り

(長崎市が長崎市議会の2017年(平成29年)12月の教育厚生委員会の審査に提示した資料より)

#### ① 養生所の病院の遺構について

□平成28年12月13日(火) 16:00~17:00 於文化庁

・体育館建設予定地における遺構の残存状況がよくないことから、国指定史跡にはなり難い。

#### ② 精得館の分析窮理所の遺構について

□平成29年10月2日(月) 13:00~14:00 於文化庁

・分析窮理所の出土遺構の残り具合はよくない。

・国の史跡に指定するには、遺構だけでなく、遺跡を象徴するような遺物の存在も重要であるが、分析窮理所でそのような遺物は出土していない。

・近代の国指定史跡は、遺構として当時の建物が保存されているケースが多く、それらと比較して、今回の遺跡を国の史跡とするには保存状態は良くない。

□平成29年11月23日(木) 14:00~17:00 文化庁等による現地調査

文化庁文化財部記念物課から1名、専門家3名

(資料では“文化庁等見解”と記され、文化庁の見解については不明)

(【遺構の価値について】)

- ・小島養生所等遺構は、日本初の西洋式近代病院であり、病棟と研究施設がそろって近代的価値がある。分析窮理所も小島養生所と同じように考えていくのが妥当。
- ・遺構は、歴史的には十分意義があるが、遺構については部分的なものに留まっている。国の史跡とするには歴史的価値と遺構の両方が残っていないと難しく、養生所を国の史跡とするのは難しい。

(2) 当該遺跡に関わる文化庁の主な見解への私達の認識

①長崎市が長崎市議会の2017年(平成29年)12月の教育厚生委員会の審査に提示した資料では、文化庁の見解は、養生所の病院の遺構、精得館の分析窮理所の遺構について、即ち、当該遺跡の一部分の遺構それぞれに限定して提示された見解であり、遺跡全体についての統合された又は遺跡に対する包括的な検討に基づく見解ではない。

②当該遺跡に関わる現時点の文化庁の見解は、資料上又は初めての視察に基づく、当該遺跡と他の遺跡との経験上の比較に基づく初期的一般的な見解であり、個別の遺跡の評価又はその成熟に基づく見解ではない。

③個別の遺跡の取扱いは個別の遺跡の(包括的な)評価に基づいて措置が選択されなければならない。

④現時点の文化庁の見解は、当該遺跡の具体的な取扱いを決定し、又は、破壊する、直接の根拠として十分なものと考えすることはできない。

(3) 所感

当該遺跡は、養生所/(長崎)医学校等の後、長崎市佐古尋常高等学校、長崎市佐古国民学校、長崎市立佐古小学校として運用されてきた経緯があり、養生所の病院の一角は病院等の比較的早い時期より盛土があり、分析窮理所の遺構の一角は当時の図面や写真から昭和40年代まで地上遺構として又小学校施設として運用された後に鉄筋校舎建設に際して盛土されたと推測でき、運動場一角は、長崎市佐古尋常高等学校時代よりの敷地の削平と盛土と攪乱が推測でき、遺跡の遺構は、未だ当該遺跡の未調査の各所に遺存すると推測でき、一方、当該遺跡の危険を伴う異物は小学校時代に積極的に除去されたと推測できます。

私達は、文化庁の見解を、文化財、遺跡を破壊する根拠として取り扱うことがあってはならない、文化財、遺跡を保存し研究/考察して検討し整備して活用する着実な基盤と為さなければならない、と考えます。

なぜならば、私達は、文化庁の皆様方が、文化財、遺跡を保存して活かして欲しいと考えており、文化財、遺跡を破壊して欲しいとは考えていない、と推測するからです。

## 8. 養生所/(長崎)医学校等遺跡への個別の遺跡の評価と個別の遺跡の取扱い

### (1) 養生所/(長崎)医学校等遺跡への個別の遺跡の評価について

◎ 2018年(平成30年)1月28日 日曜日 当該遺跡を視察調査された、九州考古学会/福岡大学人文学部歴史学科(考古学)桃崎祐輔教授は、当該遺跡について、「この遺跡のように遺跡として複雑な実態を有する遺跡は、的確な遺跡の把握への観点より、本来、調査指導委員会を設置する等、広く各分野の複数の専門家によってその実態が明らかにされる必要がある」旨見解されました。

私達は、当該遺跡に関わる歴史的事実が、世界の歴史上に於いて、それまでの世界の歴史上の意義に深く関連し、その後の世界の歴史上に広く普遍的な影響を及ぼしている事、又、日本の歴史上に於いて、日本の開国までの歴史上の意義を集約し、開国後の日本の歴史上に広範な影響を及ぼしている事、世界と日本国内に、関連分野、文献資料、写真や図面等の画像資料、関連遺跡、が散在すること、当該遺跡の実態が複雑であること、より、世界の又は日本の又は長崎の広範な異なる文化的文脈を有する、広範な地域の、及び/又は、異なる学術上の分野の複数の専門家によって、調査・研究・考察・議論され、開示され、修正され、評価の総合が進められ、即ち、当該遺跡の個別の遺跡の評価が形成されなければならない、と考えています。

文化財や遺跡の評価は、時々の人類の思考の限界によって、変化/変動します。

私達は、目前の個別の文化財や遺跡の評価が、常に、人類の普遍的な評価であるように努力しなくてはなりません。

私達は、当該遺跡に係る個別の遺跡の評価が、人類社会に一定の共通認識として確立されるまでに、数年から数十年の期間が必要である、と考えています。

### (2) 養生所/(長崎)医学校等遺跡への個別の遺跡の取扱いについて

私達は、本紙のV-6から8-(1)より、当該遺跡に係る個別の遺跡の評価の状況は、明らかに、当該遺跡の具体的な取扱いの措置を決定できる状況に至っているとは言えない、と考えています。

私達は、当該遺跡を含む遺跡や文化財一般について、人々の関係において個別の遺跡や文化財の評価が共通認識として形成される以前に、人々によって、個別の遺跡や文化財の調査/研究/評価/現状保存以外の目的に係る、いかなる個別の遺跡や文化財の具体的な取扱いの措置をも決定され、且つ、一部でも損壊や滅失によって失われるなどの被害を及ぼすような意図的措置がとられることがあってはならない、と考えます。

## 9. まとめ

(1) 私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱いについて、人々によって、一部でも損壊や滅失によって失われるなどの被害を及ぼすような意図的措置がとられることがあってはならない、と考えます。

(2) 私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱いについて、当該遺跡の中核区域の所在地である旧長崎市立佐古小学校地への開発行為である長崎市立仁田佐古小学校の学校施設建設運営に対する代替地が複数存在する現況下において、人々によって、一部でも損壊や滅失によって失われるなどの被害を及ぼすような意図的措置がとられることがあってはならない、と考えます。

## VI. 添付資料

1. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書 Ⅲ  
(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)』  
2018年(平成30年)1月22日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
2. 精得館(医学所、病院、分析窮理所)、長崎医学校(及び病院)、長崎病院医学教場  
第五高等学校医学部、長崎梅毒病院、等の古写真六葉

以上

2018年(平成30年)1月22日 月曜日

長崎市文化観光部長  
長崎市まちづくり部長  
長崎市土木部長  
長崎市環境部長  
長崎市理材部長

股張一男 様  
片江伸一 様  
吉田安秀 様  
草野孝昭 様  
三井敏弘 様

養生所を考える会 代表 池知和恭



養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書 Ⅲ

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

についての提出の御案内

標記の件について、別添書類の如く、長崎市小島の養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱いについての要望書を長崎県及び長崎市の理事者の方々及び長崎市議会議長及び長崎市文化財審議会長に提出いたしましたので御案内申し上げます。

本件要望書について御検討いただけますようお願い申し上げます。

記

1. 別添書類

『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書 Ⅲ (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) について』

一通

以上

連絡先: 要望者

養生所を考える会 代表 池知和恭

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

携帯電話

(電話



2018年(平成30年)1月22日 月曜日

長崎県知事  
長崎県教育委員会教育長  
長崎市長  
長崎市教育委員会教育長  
長崎市議会議長  
長崎市文化財審議会長

中村法道 様  
池松誠二 様  
田上富久 様  
馬場豊子 様  
野口達也 様  
下川達彌 様

養生所を考える会 代表 池知和恭



養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書 Ⅲ

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

について

標記の件について、別添書類の如く、長崎市小島の養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱いについて要望いたします。

なお、当件の具体的な措置につきましては、2018年2月2日(金)までに、ご回答をくださるようお願い申し上げます。

記

1. 別添書類

『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書 Ⅲ』

一通

以上

連絡先: 要望者

養生所を考える会 代表 池知和恭

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

携帯電話

(電話

養生所/(長崎)医学校等遺跡の  
保存・保護・整備・公開に関する要望書 Ⅲ

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

2018年(平成30年)1月22日 月曜日

|             |        |
|-------------|--------|
| 長崎県知事       | 中村法道 様 |
| 長崎県教育委員会教育長 | 池松誠二 様 |
| 長崎市長        | 田上富久 様 |
| 長崎市教育委員会教育長 | 馬場豊子 様 |
| 長崎市議会議長     | 野口達也 様 |
| 長崎市文化財審議会長  | 下川達彌 様 |

要望者

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭



連絡先 電 話  
携帯電話



養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望 Ⅲ  
(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

Ⅰ. 要望

私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、当該遺跡を文化財であると認識することより、一部でも損壊や滅失によって失われるなどの被害を及ぼすような意図的措置をとらないことを要請します。

×

## II. 補足説明

### (1) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲について

私達は養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲を下記①②③により構成され则认为します。

#### ①養生所/(長崎)医学校等遺跡の“中核区域”

[現在の旧長崎市立佐古小学校の敷地と外周道路及び長崎市道稲田町6号線の北部で西に隣接する稲田町の一部]

- ・江戸期の養生所(病院、医学所)、精得館(医学所、病院、分析究理所)、明治期に入り長崎府医学校(及び病院)を経て第五高等中学校医学部とその分教場(第五高等学校医学部、長崎医学専門学校の時代を含む)、明治期の梅毒病院から昭和期の小島病院へと推移した建物敷地及び当該敷地に接する又は内包する当該施設に由来する道路。
- ・一帯の西部にヘールツの居宅である蓋然性が高い平屋建洋館を含み、一帯の東部の二階建洋館も医学校関係者の居宅である可能性があります。
- ・この状況は、遺跡の地上遺構、文献資料、複数の医学校の図面、複数の精得館から第五高等中学校医学部とその分教場、梅毒病院から小島病院の写真より理解できます。
- ・ヘールツの居宅については、Prof. Harmen Beukers が提示する *De Bataafsc he Leeuw, Amsterdam, 1987—Teacher among the Japanese—Letter by Dr. K. W. Gratama considering his stay in Japan 1866—1871—130p 1871—“Tuesday, May 11 及び a letter (by Escher) 23. 09. 1873* によりその蓋然性が高いと理解できます。

#### ②養生所/(長崎)医学校等遺跡の“運用区域”

[現在の稲田町の長崎市道稲田町6号線と館内町に挟まれて位置する稲田町の北部の一帯]

- ・菜園と果樹園と初期の体操場とその付帯施設として運用されたと推測する一帯。
- ・この状況は、慶応年間の複数の精得館の写真、明治四年頃の医学校の写真、明治10～11年頃の医学校の写真より理解できます。

#### ③養生所/(長崎)医学校等遺跡の“関連区域”

[旧大徳寺境内・庫裏・参道、梅香崎天満宮と大楠神社及び大楠一帯]

- ・振遠隊墳墓地、明治三年から明治四年英医ニュートンが梅毒病院を運営、エッシャーが自身の日記で一帯をスクールガーデンと言及、佐古招魂社(梅香崎墳墓地)、勅使坂、明治12年に大徳寺庫裏跡一帯に長崎病院が竣工(大正期に橋本大徳園として整備し公開)した区域。
  - ・医学校関係者が一帯を親しむ様子は、Prof. Harmen Beukers が提示する *Diary of Escher 及び a letter (by Escher) 23. 09. 1873* により理解できます。
  - ・古写真の大徳寺跡一帯の木陰に時期によりいくつかの洋館である可能性がある映像を確認できます。
- これが洋館であれば医学校関係者の居宅である可能性があります。

## (2) “記録保存”と“移設(保存)”について

複数の識者が「“記録保存”と“移設(保存)”の実態は遺跡の破壊である。」と明言しています。

## (3) “史跡”指定について

複数の識者が、“史跡”指定について、「文部科学大臣が指定する“史跡”であれ、地方公共団体で指定する“史跡”であれ、“史跡”指定して、すぐに、その範囲に開発行為を行うなど、災害時に於ける人命の優先などは考えられるが、普通は考えられない。」との旨、明言又は指摘しています。

## (4) 長崎市立仁田佐古小学校の建設用地の決定の検討について

長崎市立仁田佐古小学校の建設用地の決定の検討は、長崎市及び旧長崎市立佐古小学校と旧長崎市立仁田小学校の両校区地域共に、当時の長崎市立佐古小学校地、長崎市立仁田小学校地、その他の土地の候補のうちどこに決定するかを前提にその検討が始まりました。

この事は、私達が申請して長崎市の情報公開制度により公開された小学校建設用地決定の経過の公文書により確認できます。

## Ⅲ. 添付資料

### (1) 『“Geerts’ house” と “schoolgarden” について

— Prof. Harmen Beukers の提示 —

養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)について』

2017年(平成29年)7月25日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

### (2) 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲の概念図』

2017年(平成29年)7月9日 日曜日

改訂1:2017年(平成29年)7月23日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上

# “Geerts’ house” と “schoolgarden” について — Prof. Harmen Beukers の提示 —

養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)について

2017年(平成29年)7月25日 火曜日  
養生所を考える会 代表 池知和恭

ハルメン・ボイケルス教授が提示する a letter by Escher 23. 09. 1873 と his diary のオランダ語原文の記述、及び、Dinsdag 11 Mei 1971 のオランダ語原文のハラタマの書簡の記述、に対する各英文訳は、以下の通りです。

・2016-6-22 From Prof. Harmen Beukers

.....

## 1. from the Diary of Escher:

“In the schoolgarden there is a holy camphor tree of large size; a picturesque sight”

## 2. from a letter (by Escher) 23. 09. 1873:

“Geerts.....who lives on a hill next to his hospital, from where one has a beautiful view on the roadstead and city. The main entrance is very broad staircase with terrace and temples on both sides shaded by very heavy and curved pines and camphor trees, one of which, that has a particular heavy and extended leaf canopy, is considered sacred by the Japanese”

## 3. De Bataafsche Leeuw, Amsterdam, 1987

### Teacher among the Japanese

Letter by Dr. K. W. Gratama considering his stay in Japan 1866-1871  
130p 1871

“Tuesday, May 11

in the Morning, Mansvelt comes to pick me up. We visited Toubrink, Hartmans, Bohiens and the hospital as well as the laboratory. ...

The house of Geerts is very nicely located, in the middle of a miniature botanical garden. ... ”

私達は、以上より、1871年<sup>(明治四年)</sup>にはヘールツが研究所に等しい病院に近いと推測できるとても素敵な場所に位置する小さな薬園の庭園に囲まれた住宅に住んでいたこと、1873年<sup>(明治六年)</sup>ヘールツ・ハウスは、彼の病院の隣にあること、港の停泊所と市街を望む美しい風景を伴っていたこと、玄関はテラスを伴うとても広い階段であること、又、旧大徳寺境内や庫裏の一带、即ち、松と楠の木立で薄暗い梅香崎神社と大楠神社、聖なる大楠の一带、の様子が話題になっていたこと、旧大徳寺一带が、schoolgarden と認識されていたこと、ハラタマが1871年5月<sup>(明治四年)</sup>に長崎を再訪したことが理解できます。

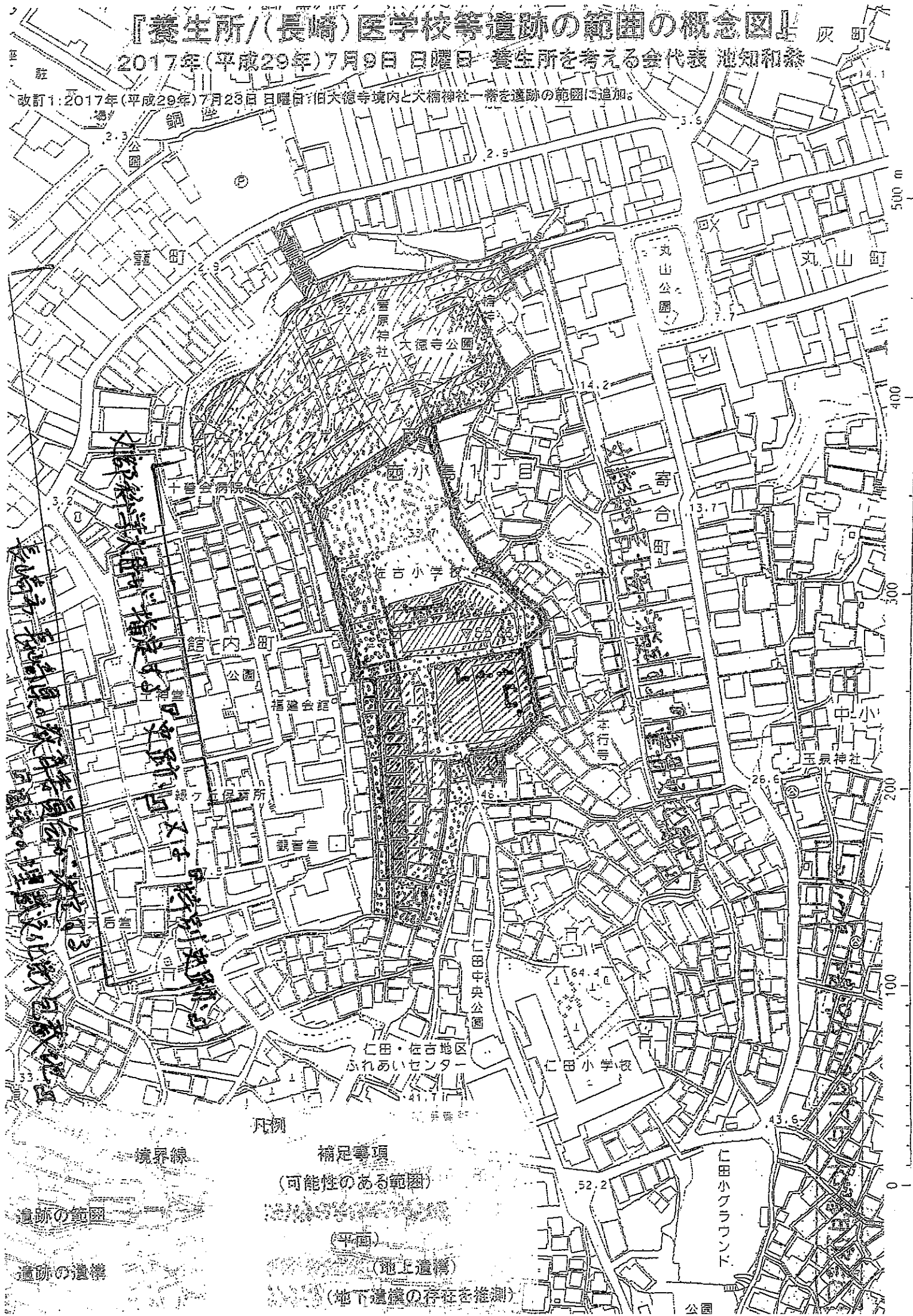
以上

# 『養生所(長崎)医学校等遺跡の範囲の概念図』

灰町

2017年(平成29年)7月9日 日曜日 養生所を考える会代表 池知和泰

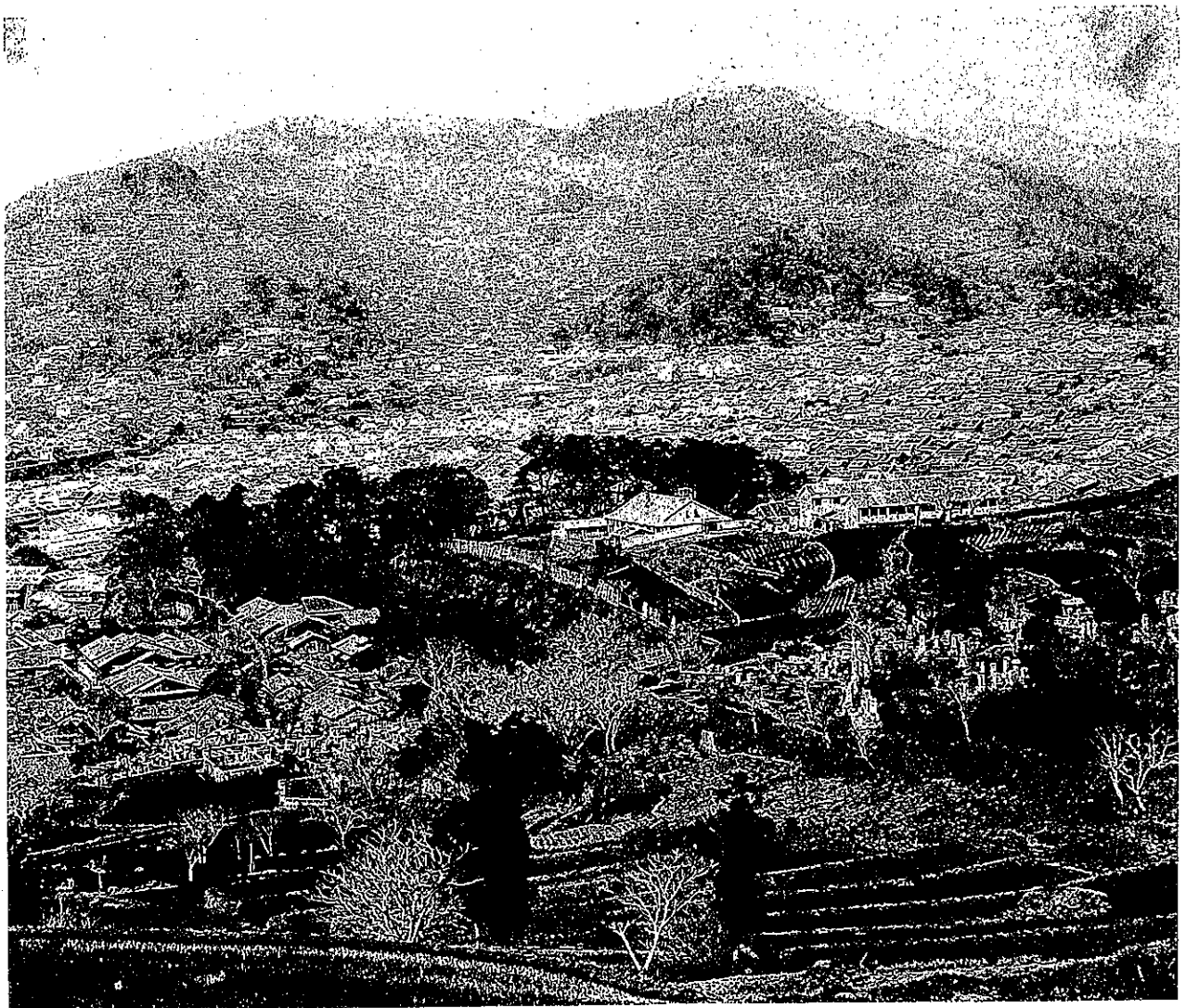
改訂1: 2017年(平成29年)7月23日 日曜日 旧大徳寺境内と大楠神社一帯を遺跡の範囲に追加。



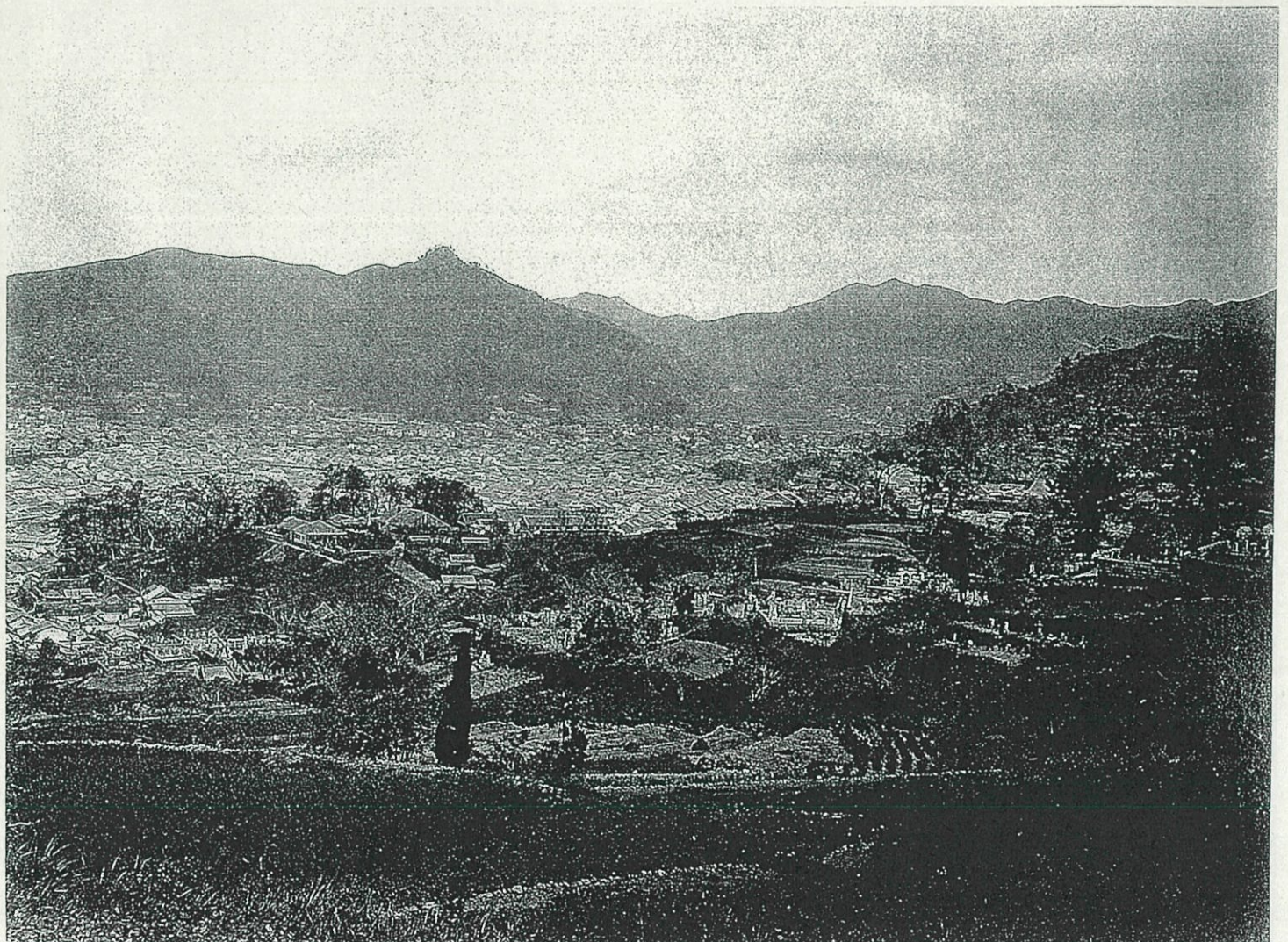
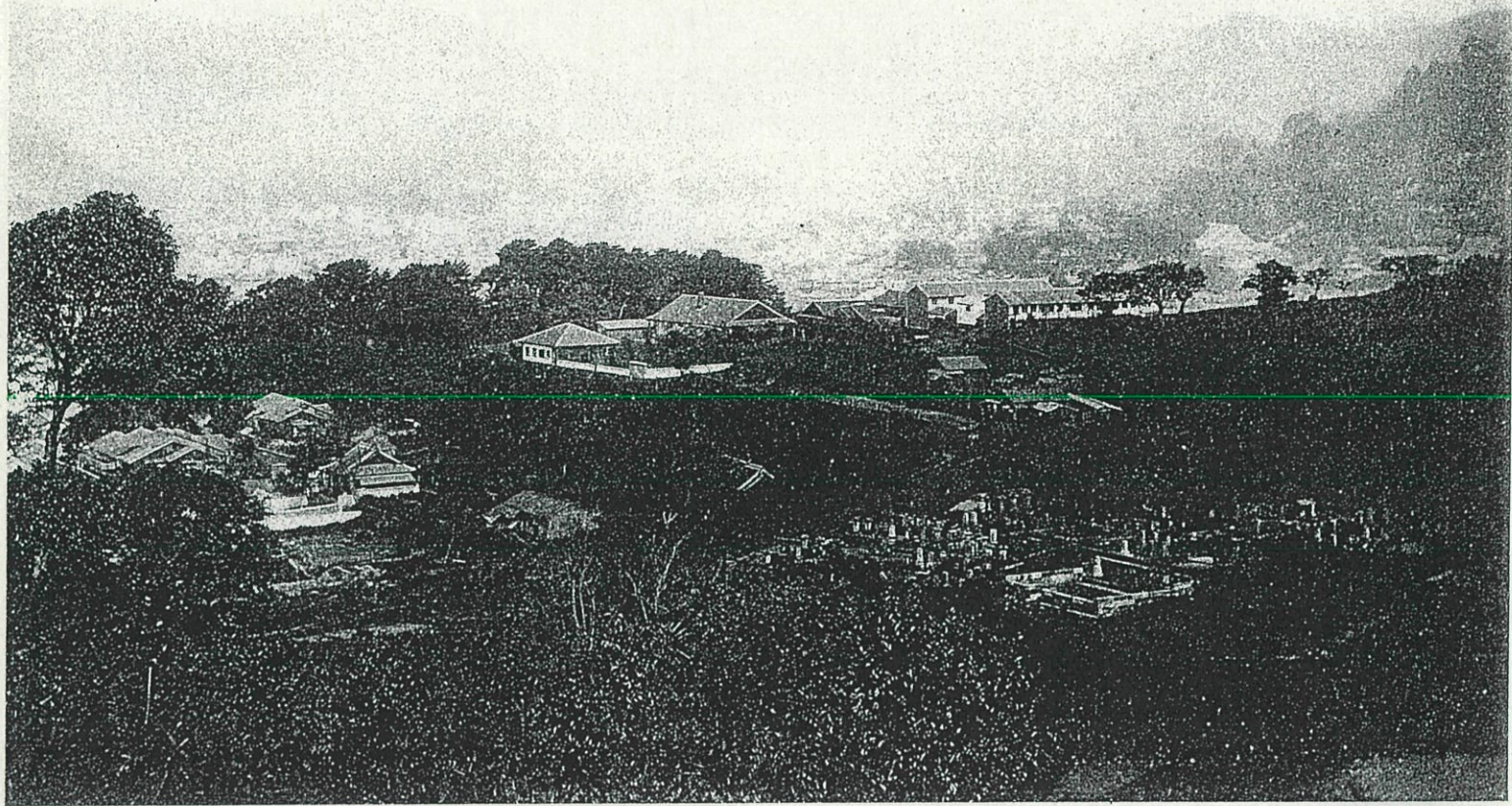
養生所(長崎)医学校等遺跡の範囲の概念図  
 池知和泰  
 2017年(平成29年)7月9日  
 養生所を考える会代表

境界線  
 遺跡の範囲  
 遺跡の遺構  
 (平面)  
 (地上遺構)  
 (地下遺構の存在を推測)

凡例  
 補足事項  
 (可能性のある範囲)









# 参考新聞記事の紹介【養生所/(長崎)医学校等遺跡に関連して】

2018年(平成30年)2月27日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

## I. 記事一覧

2015年(平成27年)11月14日(土曜日)日本経済新聞 朝刊 文化 44面

[文化]「消えた豊臣の城 実像に光」 硫黄や銀で交易 西国に外国人街

「大和郡山城」天守の存在が判明

「指月伏見城」石垣跡で場所特定

2015年(平成27年)11月14日(土曜日)日本経済新聞 朝刊 文化 44面

[文化]「戦国の世に国際派大名あり」 硫黄や銀で交易 西国に外国人街

2016年(平成28年)7月2日(土曜日)日本経済新聞 朝刊 文化 44面

[文化]「アーキビスト育成急げ」 国際的に遅れ

「歴史資料の有効活用担う」「公文書の収集・保管」

2016年(平成28年)8月13日(土曜日)日本経済新聞 朝刊 文化 40面

[文化]「シーボルトの種 欧州で芽」 民族学展示の原型に

「没後150年「日本博物館」構想に光」

2016年(平成28年)10月22日(土曜日)日本経済新聞 朝刊 文化 40面

[文化]「考古学「現代」も視野」 記憶残す 有効な手段

「福島で震災の痕跡を収集」

2017年(平成29年)10月21日(土曜日)日本経済新聞 朝刊 文化 40面

[文化]「文明開化の音 江戸後期から」 新視点の研究相次ぐ

「維新を期に近代化」より「連続性」重視

2017年(平成29年)11月4日(土曜日)日本経済新聞 朝刊 文化 28面

[文化]「変わる室町観」 関連本のブーム続く

「応仁の乱は地方分権」~~／~~「秩序あった」

「近世の城郭の起源？」 信長の手法先取りか

2017年(平成29年)1月31日(火曜日)日本経済新聞 朝刊

[文化往来]「芸術の起源は？」 人類学・考古学から迫る

2017年(平成29年)5月13日(土曜日)日本経済新聞 朝刊 九州・山口・沖縄 38面

[肖像～九州・沖縄] 九州国立博物館館長 島谷 弘幸氏

「進化する博物館 発信」 天満宮と連携 夜間会館実現 ファン獲得へ「空飛ぶ館長」

昭和八年(1933年)九月二十二日 金曜日 長崎日々新聞 朝刊 2面 第三版  
「西洋醫學の發祥地」 小島病院を史蹟に 文部省へ指定方を

2011年(平成23年)9月20日(火曜日) 長崎新聞 朝刊 12面  
「長崎大学病院 150年のあゆみ」

2015年(平成27年)11月25日(水曜日) 朝日新聞 朝刊 7面  
「2030年の就業者推計 全国都道府県で減少」 ■都道府県ごとの2030年の就業者数

2017年(平成29年)11月6日(月曜日) 日本經濟新聞 朝刊 1面  
「クールジャパン過半未達」 戦略なき膨張 規律欠く官民 不透明な案件 “日本茶カフェ事業”

2017年(平成29年)11月22日(水曜日) 長崎新聞 朝刊 地域総合 22面  
[ふるさと総合] 「長崎史観」推進を」 日本の発信拠点  
県立大学・佐野教授 記念講演要旨 「出島から考える「開国」」

2018年(平成30年)1月27日(土曜日) 長崎新聞朝刊解説22面  
[NEWS 論点] 「大学教育發祥地の完全保存を」 小島養生所問題  
齋藤寛(元長崎大学長) 朝長万左男(日赤長崎原爆病院名誉院長)  
相川忠臣(長崎大学名誉教授) 稲富裕和(日本考古学協会員)

## II. 記事抜粋

・2018年(平成30年)1月1日 月曜日 日本経済新聞 朝刊 1面

【パンゲアの扉[つながる世界]▶1】

“溶けゆく境界もう戻れない” “デジタルの翼、個を放つ” “混迷の先 描けるか”

「一握りの大国や大企業だけが力を振るってきたグローバリゼーションが変わる。小さな国、小さな企業、そして個人。デジタルの翼に解き放たれ、境界を溶かしてゆく。つながる世界への扉が開いた。もう誰も後には戻れない。

...

グローバリゼーションの起源と位置付けられる大航海時代から約500年がたつ。腕力で植民地を求めた国家が主役の時代、市場と労働力を海外に求めた企業が主導する時代を経て21世紀。無数の個が新たな世界を拓(ひら)き始めた。

...

強国や巨大企業が影響力を広げてきたグローバル化の底流が変わっている。米国などの保護主義や排他主義には、「持てる者」主導の限界が映る。

代わって浮かぶのはグローバル化の大波に取り残されてきた「持たざる者」たち。デジタルが生み出す行動力と発信力で、既存の秩序や枠組みを塗り替えていく。

「パンゲア」という一つにつながる世界への扉。その先にある混迷を乗り越え、新たな秩序を描けるか。昨日までとは違う新たなグローバリゼーションが見えてくる。」

▶パンゲア:ギリシャ語を起源とする「すべての陸地」の意味。現在の主要な大陸はかつて一つにつながっていたと20世紀初頭に提唱された学説にもとづく超大陸の名称。

### △ “「超大陸」へ 恐れず前へ” 6面 / “ネットで縮まった隔たり” 7面

■【年表】グローバリゼーションの系譜 1面 / ネットで縮まった隔たり 7面

1488年バルトロメウ・ディアス喜望峰に到達(ポルトガル)、1492年クリストファー・コロンブスの大西洋横断(スペイン)、1498年ヴァスコ・ダ・ガマインド航路開拓(カリカットに到達/ポルトガル)、アメリゴ・ヴェスプッチの「新大陸」調査(スペイン)、1500年、大航海時代、植民地主義の台頭、1600年、1648年ウェストファリア条約、1700年、産業革命、大量輸送時代の幕開け、1800年、1850年代海底ケーブル敷設始まる、世界貿易が拡大、1869年スエズ運河開通、1900年、1908年量産自動車「T型フォード」発売、1914年パナマ運河開通/第一次世界大戦開戦、1920年ラジオ放送開始/国際連盟発足、保護貿易主義の台頭、1935年テレビ放送開始、1939年第二次世界大戦開戦、1944年ブレトンウッズ協定、1945年国際連合発足、1950年代ジェット旅客機の就航、1961年初の有人宇宙飛行、1962年初のテレビ衛生中継、1970年代パーソナルコンピューターの登場、1971年米、金とドルの交換停止発表、1980年代光海底ケーブルの普及始まる、新自由主義の台頭、1989年ベルリンの壁崩壊、冷戦崩壊、1990年代後半インターネット普及、2000年、2000年代格安航空券(LCC)が台頭、2003年アップル音楽配信サービス開始、2006年フェイスブック一般向けにサービス開始/ツイッター短文投稿サービス開始、2007年iPhone(アイフォン)発売/ネットフリックスストリーミング配信開始、スマートフォン普及、SNS普及、2008年リーマン・ショック、米金融危機、2009年仮想通貨ビットコイン登場、2010年ウーバーのスマホ配車サービスがスタート写真投稿のインスタグラム登場、2011年IBMがAIのワトソンを開発、2010代半ばあらゆるモノがネットにつながる「IoT」の活用広がる、2015年グーグルのアルファ碁がプロ棋士に勝利、2016年英、EU離脱の方針決定、2017年トランプ米大統領が就任

・2018年(平成30年)1月3日 水曜日～8日 月曜日 日本経済新聞 朝刊 1面

【パンゲアの扉[つながる世界]▶2、▶3、▶4、▶5、▶6、▶7】

・2018年(平成30年)2月12日 月曜日 日本経済新聞 朝刊 1面

【春秋】「…都市の魅力は歩いて楽しく、刺激を受ける点にある。日本人も外国人も思わず歩きたくなる東京であってほしい。」

# 文化財保護法と文化財行政

改訂2

2017年(平成29年)3月10日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

## 1. 文化財保護法

昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号  
最終改正:平成二六年六月一三日法律第六九号

### 第一章 総則

#### (この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

#### (文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高いもの(これらと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、溪谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定(第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

#### (政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

#### (国民、所有者の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う

措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

## 第二章 削除

・  
・  
・  
・

## 第三章 有形文化財

### 第一節 重要文化財

#### 第一款 指定

(指定)

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいぬ国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

(告示、通知及び指定書の交付)

第二十八条 前条の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

2 前条の規定による指定は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該国宝又は重要文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条の規定による指定をしたときは、文部科学大臣は、当該国宝又は重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

4 指定書に記載すべき事項その他指定書に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

5 第三項の規定により国宝の指定書の交付を受けたときは、所有者は、三十日以内に国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

(解除)

第二十九条 国宝又は重要文化財が国宝又は重要文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、国宝又は重要文化財の指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

3 第一項の規定による指定の解除には、前条第二項の規定を準用する。

4 第二項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

5 第一項の規定により国宝の指定を解除した場合において当該有形文化財につき重要文化財の指定を解除しないときは、文部科学大臣は、直ちに重要文化財の指定書を所有者に交付しなければならない。

## 第二款 管理

### (管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に必要な指示をすることができる。

### (所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者(以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。)に選任することができる。

### 3項 省略

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

### (所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

### (管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財のため必要な管理(当該重要文化財の保存のための必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

### 3、4、5、6項 省略

…  
…

### (所在の変更)

第三十四条 重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、指定を添えて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部科学省令の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添附を要せず、又は文部科学省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。



### 第三款 保護

#### (修理)

第三十四条の二 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

#### (管理団体による修理)

第三十四条の三 省略

#### (管理又は修理の補助)

第三十五条 省略

#### (管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 省略

#### (修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 省略

#### (文化庁長官による国宝の修理等の施行)

第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十一条 省略

...

#### (現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4、5、6項 省略

...

#### (国に対する売渡の申出)

第四十六条 重要文化財を有償で譲り渡そうとする者は、譲渡の相手方、予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金額に見積つた額。以下同じ。)その他文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、まず文化庁長官に国に対する売渡しの申出をしなければならない。

2 前項の書面においては、当該相手方に対して譲り渡したい事情を記載することができる。

3 文化庁長官は、前項の規定により記載された事情を相当と認めるときは、当該申出のあつた後三十日以内に当該重要文化財を買い取らない旨の通知をするものとする。

4、5項 省略

#### (管理団体による買取りの補助)

第四十六条の二 国は、管理団体である地方公共団体その他の法人が、その管理に係る重要文化財(建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。)で、その保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 省略

...

## 第四款 公開

### (公開)

第四十七条の二 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする、但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

### (文化庁長官による公開)

第四十八条 文化庁長官は、重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、一年以内の期間を限つて、国立博物館(独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館をいう。以下この条において同じ。)その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを勧告することができる。

2 文化庁長官は、国庫が管理又は修理につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、一年以内の期間を限つて、国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため当該重要文化財を出品することを命ずることができる。

3、4、5項 省略

...

### (所有者による公開)

第五十一条 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限つて、重要文化財の公開を勧告することができる。

2 文化庁長官は、国庫が管理、修理又は買取りにつき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限つて、その公開を命ずることができる。

3、4、5、6、7項 省略

### (所有者等以外の者による公開)

第五十三条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設(以下この項において「公開承認施設」という。)において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。

2、3、4項 省略

## 第五款 調査

### (保存のための調査)

第五十四条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第五十五条 文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一、二、三、四 省略

2、3、4 省略

第六款 雑則

(所有者変更等に伴う権利義務の継承)

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2、3 省略

第二節 登録有形文化財

(有形文化財の登録)

第五十七条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財(第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

...

(登録有形文化財の登録の抹消)

第五十九条 省略

...

(登録有形文化財の公開)

第六十七条 登録有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が所有者(管理団体がある場合は、その者)の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではない。

3、4 省略

...

第三節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財

(技術的指導)

第七十条 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の所有者は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第四章 無形文化財 省略

.

.

.

第五章 民俗文化財 省略

.

.

.

## 第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りではない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置をとつた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認められる事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条(同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。)及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団地に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

...

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

## 第七章 史跡名勝天然記念物

### (指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3、4、5、6項 省略

### (仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2、3項 省略

### (所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権、その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2、3項 省略

### (解除)

第百十二条 省略

### (管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 省略

...

### (所有者による管理及び復旧)

第百十九条 省略

...

### (管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 省略

### (復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 省略

### (文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第百二十三条 省略

...

### (現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3、4、5、6、7項 省略

...





## 第八章 重要文化的景観

### (重要文化的景観の選定)

第百三十四条 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法(平成十六年法律第百号)第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。

### 2項 省略

#### (重要文化的景観の選定の解除)

第百三十五条 重要文化的景観がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、その選定を解除することができる。

### 2項 省略

#### (滅失又はき損)

### 第百三十六条 省略

#### (管理に関する勧告又は命令)

第百三十七条 管理が適当でないため重要文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 文化庁長官は、前項に規定する勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

### 3、4項 省略

#### (費用負担に係る重要文化的景観譲渡の場合の納付金)

第百三十八条 国が滅失又はき損の防止の措置につき前条第四項で準用する第三十六条第二項の規定により費用を負担した重要文化的景観については、第四十二条の規定を準用する。

#### (現状変更等の届出等)

### 第百三十九条

#### (現状等の報告)

第百四十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、重要文化的景観の現状又は

#### (他の公益との調整)

第百四十一条 文部科学大臣は、第百三十四条第一項の規定による選定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない。

### 2、3項 省略

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

## 第九章 伝統的建造物群保存地区

### (伝統的建造物群保存地区)

第百四十二条 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第一項又は第二項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

### (伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

第百四十三条 市町村は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条又は第五条の二の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

2 市町村は、前項の都市計画区域又は準都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 都道府県知事は、第一項の伝統的建造物群保存地区に関する都市計画についての都市計画法第十九条第三項の規定による同意に当つては、あらかじめ、当該都道府県の教育委員会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定若しくはその取消し又は条例の制定若しくはその改廃を行つた場合は、文化庁長官に対し、その旨を報告しなければならない。

5 文化庁長官又は都道府県の教育委員会は、市町村に対し、伝統的建造物群保存地区の保存に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

### (重要伝統的建造物群保存地区の選定)

第百四十四条 文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

2 前項の規定による選定は、その旨を官報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。

### (選定の解除)

第百四十五条 文部科学大臣は、重要伝統的建造物群保存地区がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

### (管理等の補助)

第百四十六条 国は、重要伝統的建造物群保存地区のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

## 第十章 文化財の保存技術の保護 省略

・  
・  
・  
・  
・

## 第十一章 文化財審議会への諮問

第一百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除
- 二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消(第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)
- 三 重要無形文化財の指定及びその指定の解除
- 四 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- 五 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- 六 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消(第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)
- 七 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- 八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
- 九 登録記念物の登録及びその登録の抹消(第一百三十三条で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)
- 十 重要文化的景観の選定及びその選定の解除
- 十一 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその解除
- 十二 選定保存技術の選定及びその選定の解除
- 十三 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一～十八 省略

### 第十二章 補足

第一節 聴聞、意見の聴取及び審査請求 省略

第二節 国に関する特例 省略

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第一百八十二条

1項 省略

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3項 省略

...

第十三章 罰則 省略

## 2. 文化財保護法に関わる指定基準・登録基準

### (1) [特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準]

昭和二十六年五月十日文化財保護委員会告示第二号

平成七年三月六日文部省告示第二十四号 改正

#### 史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 寺社の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

#### 特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの

### (2) [登録記念物登録基準]

平成十七年三月二日文部科学省告示第四十六号

#### 遺跡関係

政治、経済、文化、社会に関する遺跡その他の遺跡(史跡及び文化財保護法第一百八十二条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として近代までのものであり、かつ、次の各号いずれかに該当するもの

- 一 我が国の歴史を理解する上で重要なもの
- 二 地域の歴史を表しているもの
- 三 歴史上の人物等に関するもの

### 3. 文化財行政に関わる通達等

#### (1)『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』

平成十年九月二十九日 庁保記第七五号

文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて通知

#### 1. 基本的事項

##### (1)埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。

#### 4. 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を的確に把握し、これに基づき保護の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを資料化して国民への周知の徹底を図ることは、埋蔵文化財の保護上必要な重要事項である。周知の埋蔵文化財包蔵地は、法律によって等しく国民に保護を求めるものであるから、その範囲は可能な限り正確に、かつ、各地方公共団体間で著しい不均衡のないものとして把握され、適切な方法で定められ、客観的な資料として国民に提示されなければならない。…

##### (1)埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

##### 1)埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

- ①おおむね中世までに属する遺跡については、原則として対象とすること。
- ②近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること。
- ③近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること。

##### 2)埋蔵文化財として扱う範囲の基準の要素

遺跡の時代・種類を主たる要素とし、遺跡の所在する地域の歴史的な特性、文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係、遺跡の遺存状況、遺跡から得られる情報量等を副次的要素とすること。

##### (2)埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村教育委員会が行うこと。…

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘、確認調査その他の調査の結果によつて的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。…

上記によつて把握された埋蔵文化財包蔵地については、都道府県教育委員会が、関係市町村の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。

##### (3)周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の資料化と周知の徹底

上記(2)により都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については、都道府県及び市町村において、「遺跡地図」、「遺跡台帳」等の資料に登載し、それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること。また、必要に応じて、関係資料の配布等の措置を講ずること。…

(2)『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』

庁保記第一八三号 平成九年八月七日

各都道府県教育委員会教育長あて 文化庁次長通知

埋蔵文化財の保護を図りつつ、開発事業を円滑に進めるためには、開発関係部局と文化財保護担当部局との連絡調整体制を緊密に行うことが必要であります。

…

については、貴教育委員会におかれましては、左記の事項に御留意のうえ、公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱い等に係る公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整体制を早急に整備されるようお願いいたします。

…

記

一 国、都道府県等の行う公共工事に係る埋蔵文化財の取扱いに関する連絡調整体制

公共工事に係る埋蔵文化財の適切な取扱いのためには、公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整を一層密にする必要がある。

このため、各都道府県教育委員会は、別図を参考にして、国、公団、都道府県、都道府県の公社が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、教育委員会とこれらの公共工事担当部局との定期的な連絡調整の場を設け、以下のような措置を講ずること。

(一)事業計画等の情報交換

教育委員会は、公共工事担当部局に対し、埋蔵文化財に関する情報提供を行うとともに、公共工事担当部局の今後の事業計画について情報収集を行い、当面の予定のみならず、計画の初期段階にあるものも含め、できる限り長期間にわたっての事業の計画を把握するよう努めること。

(二)埋蔵文化財の取扱い等に関する協議

教育委員会は、把握した事業予定地のうち、必要なものについては、できる限り速やかに現地踏査、試掘調査、確認調査により埋蔵文化財包蔵地の有無及びその内容を確認し、その結果を公共工事担当部局に示すこと。

事業予定地に埋蔵文化財包蔵地の存在が確認された場合は、当該埋蔵文化財の保存の要否、発掘調査を要する場合の発掘調査範囲、期間や経費の見積もり等を含め、その取扱いについて協議を行うこと。

(三)次年度調査体制等に関する調整

公共工事担当部局の事業実施計画を踏まえ、発掘調査を実施する日程・体制について調整を行うこと。

二 市町村の行う公共工事に係る埋蔵文化財の取扱いに関する連絡調整体制

各都道府県教育委員会は、市町村が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、一に準じて、各市町村教育委員会が当該市町村の公共工事担当部局との連絡調整体制を整備し、その取扱いを適切に行うよう指導すること。

三 その他

(一)連絡調整のスケジュールについては、各都道府県の実状に応じて適宜定めるが、次年度の埋蔵文化財調査の円滑な実施に支障を生じないよう配慮すること。

(二)連絡調整の場においては、発掘調査に伴い出土した文化財の展示等、発掘調査の成果を活用することについても、積極的に検討を行うこと。

### (3)『埋蔵文化財の保存と活用(報告)』

—地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政—

平成19年2月1日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

はじめに (省略)

序章 本報告の目的 —今なぜ埋蔵文化財の保存と活用か— (省略)

第1章 埋蔵文化財の保存・活用とその意義 (省略)

第2章 埋蔵文化財のあり方並びに保存と活用についての現状と課題

1. 埋蔵文化財行政に求められる保存と活用のあり方

(1) 埋蔵文化財行政の本来のあり方

埋蔵文化財行政の基本

埋蔵文化財行政の基本、本来のあり方は、地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し、それぞれの内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。埋蔵文化財は土地に埋蔵された状態を保持していることに意味があることから、現在ある状態のまま将来に伝えていくことが第一義である。

しかし、その価値を損なう開発事業等に対しては、事業計画との円滑な調整を図りつつ、重要な遺跡については史跡指定を図る等により現状保存し、積極的に公開・活用することが求められる。現状保存を図ることができない場合には、次善の策として記録保存のための発掘調査を行い、その成果である出土文化財や調査記録・発掘調査報告書を確実に保存することが求められる。そして、それらをもとにした調査報告を行うことにより、埋蔵文化財のもつ価値を国民・地域住民に還元していく必要がある。

埋蔵文化財行政の構造 (以下省略)

✕

#### (4)『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』

平成20年3月31日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 文化庁

はじめに

埋蔵文化財は、国や地域の歴史と文化の成り立ちを明らかにするうえで欠くことのできない国民共有の財産であり地域の資産でもある。それを適切に保護し、開発事業との円滑な調整を図るうえで行政上必要とされる事項に関する基本的な方向について検討することを目的として、平成6年10月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」(以下「委員会」という。)が設置された。

委員会は、これまで、埋蔵文化財保護政策(以下「埋蔵文化財行政」という。)に関する諸課題を検討し、その結果については以下のとおり、報告・提言してきている。

(省略)

...

さて、このたびの検討課題は「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について」である。…こうした状況を踏まえ、本委員会では今後の埋蔵文化財行政を推進するうえで、おもに発掘調査をどのような体制で実施するべきかについての検討を行うこととした。

検討は、平成19年3月から委員会を3回、委員会に併置された都道府県・市町村の教育委員会の実務担当者からなる協力者会からなる協力者会を4回開催して行った。委員会では記録保存のための発掘調査(以下「記録保存調査」という。)や考古学研究に関わる関係機関からのヒアリングを行うとともに、実態調査に基づく現状分析を行い、各地方公共団体における埋蔵文化財保護体制の多様なあり方を確認しつつ、埋蔵文化財行政が今後採るべき基本的方策を示した。

本委員会としては、この検討結果をまとめ、報告・提言するものであるが、文化庁および各地方公共団体においては、本報告を踏まえ、埋蔵文化財保護体制の確立に向けて適切な措置を講じるよう期待するものである。

### 第一章 埋蔵文化財保護体制の現状と課題

(省略)

### 第2章 埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ

埋蔵文化財の保護を進めるうえにおいて発掘調査は必要不可欠の措置であり、極めて重大な意味を持っている。本章では、各種の発掘調査がどのように実施されるべきかについて検討する。

#### 1. 埋蔵文化財および発掘調査の特性

埋蔵文化財の特性 (省略)

発掘踏査の特性 (省略)

#### 2. 埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ

##### (1) 各段階における各種の発掘調査の目的と性格

埋蔵文化財の本来のあり方は、地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し、その内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。そのために①把握・周知、②調整、③保存、④活用の4つの段階を適切に行う必要がある。各段階における行政目的を達成するために、①「把握・周知」の段階における分布調査、試掘・確認調査、②「調整」の段階における試掘・確認調査、③「保存」の段階における(ア)埋蔵文化財の現状保存を図るための確認調査(以下「保存目的調査」という)、(イ)記録保存調査、④「活用」の段



階における活用のための調査(以下①から②の調査を「行政目的で行う調査」という。このほか、発掘調査には、大学等研究機関が学術研究を目的に実施する調査がある。)を行うこととなる。

これらの調査が各段階で適切に行われることにより、はじめて埋蔵文化財保護のための的確な行政判断を行うことができる。各段階は相互に密接に関連しており、かつ一連の流れとなつてはじめて埋蔵文化財行政が適切に機能する。各段階で行われる「調査」は行政措置と不可分に結びついており、それを行政から切り離してしまうと、埋蔵文化財行政の適切な遂行は不可能になる。

各段階での調査の種類、目的と内容は以下のようにまとめられる。

#### ①把握・周知 (分布調査、試掘・確認調査)

法第93・94条の規定により土木工事の届出を必要とする(すなわち法的な保護の対象となる)周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを遺跡台帳、遺跡地図等へ登載することにより国民への周知徹底を図るために、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を把握することを目的とする調査である。既往の諸調査の成果に加え、新たに行う分布調査(踏査)、試掘・確認調査等の結果により埋蔵文化財包蔵地に関する内容を的確に把握するとともに、それを新たな情報に基づき常時更新していく必要がある。出土品の年代や地形・地目、調査地点とその内容・成果を総合的に勘案し、法的に保護の対象とするか否かを決定する行政判断と一体となった調査である。

#### ②調整 (試掘・確認調査)

法第93・94条の届出等に対応し、埋蔵文化財の保存と開発事業計画とを調整し、埋蔵文化財の取扱いを決定するために行う発掘調査である。試掘調査は埋蔵文化財の有無の確認、確認調査はその範囲・性格・内容等の概要の把握を行うためのもので、現状保存を図るか、あるいは費用負担を求めて記録保存調査の指示等を行うか等の行政判断と一体となった調査である。調整の結果、やむを得ず現状保存の措置を執ることができない場合、記録保存調査の範囲の決定、調査に要する期間・経費等の算定のため、当該埋蔵文化財の遺構・遺物の密度、遺構面の数や深さおよびその性格や内容等を的確に把握することが必要である。埋蔵文化財の取扱いを決定するうえでは、関係する既往の諸調査の成果を十分踏まえ、部分的な調査範囲での地形・土層、遺構・遺物等の限られた情報から、遺跡の範囲・内容・価値等を総合的に判断しなければならない。

#### ③保存 (保存目的調査、記録保存調査)

##### (ア)保存目的調査

学術上の価値が高い等地域の歴史にとって重要な遺跡について、その現状保存を目指して遺跡の内容や範囲を把握するために行う発掘調査である。史跡として保護していくのかそれ以外の手法をとるのか、史跡とする場合には国あるいは地方公共団体の史跡とするのか等の行政判断と一体となった調査である。

##### (イ)記録保存調査

法第93・94条の届出等に対し、試掘・確認調査の成果を踏まえて開発事業者と調整を行い、その結果、やむを得ず現状で保存を図ることができない埋蔵文化財について、都道府県または指定都市の教育委員会(以下「都道府県教育委員会等」という)による指示等に基づき、開発事業者の委託により実施される発掘調査である。完掘することにより遺跡のもつ情報を過不足なく得る必要がある。記録保存の措置を執るという行政判断は下されているが、調査開始後に試掘・確認調査では予測できなかった成果等により重要な遺跡であると判明した場合、開発事業者等と再調整を行う必要があり、その結果に

又は遺跡であることが判明した物品、埋蔵品等不特定に行政調査を行う必要があり、その結果によっては、記録保存する旨の方針を変更することもあるため、調査の進行に伴って適切な行政判断が求められる。

#### ④活用（活用のための調査）

遺跡の整備等、活用のために必要な情報を得るために行う発掘調査である。現状保存が決定している史跡指定地内での発掘調査は、史跡の保存に重大な影響が及ぶことのないよう適切に行われる必要があるため、基本的には整備等の計画・事業について指導委員会等の指導・助言を受け、その史跡を管理する地方公共団体が法による現状変更の許可を得たうえで実施する。

#### (2) 各種の発掘調査の目的と調査主体のあり方

基本的な考え方（省略）

分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査（省略）

記録保存調査（省略）

#### 第3章 記録保存調査の実施に関する要件（以下省略）

✕

## 4. 長崎県文化財保護条例

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

## (文化財の定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1)、(2)、(3)省略。

(4) 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で県にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、溪谷、海浜、山岳その他の名勝地で県にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で県にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。))

## (財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 教育委員会は、この条例の執行に当たつては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

## 第2章 県指定有形文化財

## (指定)

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。))のうち県にとって重要なものを県指定有形文化財に指定することができる。

2 省略。

3 第1項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、長崎県文化財保護審議会(以下「文化財保護審議会」という。))に諮問しなければならない。

4、5、6 省略。

...

## 第3章 県指定無形文化財

## 第4章 県指定有形民俗文化財・県指定無形民俗文化財

## 第5章 県指定史跡名勝天然記念物

## (指定)

第34条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝、又は天然記念物に指定されたものを除く。))のうち県にとって重要なものを県指定史跡名勝天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。))に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。...

...

## 第6章 補則

## (教育委員会規則への委任)

第40条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 第7章 罰則

...

長崎県文化財保護条例施行規則

昭和36年6月13日教育委員会規則第2号

長崎県文化財保護審議会条例

昭和50年12月19日条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、文化財保護法第109条第3項の規定に基づき、長崎県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

...

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第182条2項の規定に基づき、本市の区域内に存する文化財のうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で、「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)、(2)、(3)省略。

(4) 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、溪谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 教育委員会は、この条例の執行に当たつては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 教育委員会は、本市の区域内に存する文化財のうち重要なものを長崎市指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

2、3省略。

4教育委員会は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、あらかじめ長崎市文化財審議会に諮問しなければならない。

5、6、7、8、9省略。

...

(文化財審議会)

第15条 教育委員会に長崎市文化財審議会(以下「審議会」という。)を置く。

...

(関係人の出席)

第20条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

...

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 改訂履歴

改訂1:2017年(平成29年)3月20日 月曜日

1. 文化財保護法 第百四十三条 追記

改訂2:2018年(平成30年)2月27日 火曜日

1. 資料題名の変更

旧題名:『文化財保護法等・長崎県文化財保護条例・長崎市文化財保護条例』

2. 文化財保護法

第一章総則第二条、第三章有形文化財、第六章埋蔵文化財

第七章史跡名勝天然記念物、第八章需要文化的景観

第九章伝統的建造物群保存地区、第十一章文化審議会への諮問 各細部 追記

3. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の文化上の公共の財としての位置づけ』

2017年(平成29年)6月4日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

より以下三件を転載

・『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』

庁保記第一八三号 平成九年八月七日

各都道府県教育委員会教育長あて 文化庁次長通知

・『埋蔵文化財の保存と活用(報告)』

―地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政―

平成19年2月1日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

・『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』

平成20年3月31日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 文化庁

世界遺産条約履行のための作業指針の抜粋と養生所/(長崎)医学校等遺跡 二項対照表 [表11]

(世界遺産条約履行のための作業指針 ユネスコ世界遺産センター・文化庁仮訳より)

2017年(平成29年)5月27日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

| 段階 | 世界遺産条約履行のための作業指針より   | 養生所/(長崎)医学校等遺跡について |
|----|--|--------------------|
| 一  | I. はじめに  | -                  |
| 一  | I. A 作業指針  | -                  |
| 1  | 世界遺産条約履行のための作業指針(以下、作業指針)は、以下に示す手続きを定めることにより世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(以下、「世界遺産条約」又は「条約」)の履行を促すことを目的とする。   | -                  |
|    | a)世界遺産一覧表及び危険にさらされている世界遺産一覧表への資産登録   | -                  |
|    | b)世界遺産一覧表登録資産の保護及び保全   | -                  |
|    | c)世界遺産基金に基づく国際的援助  | -                  |
|    | d)条約に対する各国の支援、国際的支援の動員   | -                  |
| .. | ...  | -                  |
| 一  | I. B 世界遺産条約  | -                  |
| 4  | 文化遺産及び自然遺産は、一国にとどまらず人類全体にとって、貴重なかけがえのない財産である。これら価値ある財産がその一部でも損壊や滅失によって失われることになれば、世界のすべての人々にとって遺産が損なわれることとなる。遺産を構成する個々の資産は、特別に秀でたその性質ゆえに「顕著な普遍的価値」を持つと考えられ、増大しつづける脅威、種々の危機から保護すべく特別な対策を施すに値するものである。 | -                  |
| .. | ...  | -                  |
| 7  | 条約の目的は、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を認定し、保護、保全、公開するとともに、将来の世代に伝えていくことである。   | -                  |
| .. | ...  | -                  |
| 一  | I. C 世界遺産条約締約国   | -                  |
| .. | ...  | -                  |
| 13 | 条約締約国は、条約の履行に関する窓口として第一義的な責任を有する政府機関の名称及び連絡先を事務局に提出すること。   | -                  |
| 15 | 文化遺産及び自然遺産が存在する締約国の主権を十分に尊重しつつ、条約締約国は、遺産を保護するために協力することが国際社会の集团的利益となることを認識する。世界遺産条約締約国は以下の責務を有する。(世界遺産条約第6条第1項参照)   | -                  |
|    | a)自国の領域内の文化遺産及び自然遺産を認定し、登録推薦、保護、保全、公開するとともに、将来の世代に確実に伝えていくこと。また、他の締約国の要請に応じて、これらの作業に関わる支援を行うこと。(世界遺産条約第4条及び第6条第2項参照)   | -                  |
|    | b)遺産に、人々の生活の中での機能を与えるような政策を採ること。(世界遺産条約第5条参照)  | -                  |
|    | c)遺産保護を総合計画に、統合すること。   | -                  |
|    | d)遺産の保護、保全、公開に係る業務を確立すること。   | -                  |
|    | e)遺産をおびやかす危険への対策を開発するための科学的、技術的研究を進めること。   | -                  |
|    | f)遺産保護のための適切な法的、科学的、技術的、行政的、財政的措置をとること。  | -                  |
|    | g)遺産の保護、保全、公開を行う国又は地域研修センターの設置、発展を促進し、これらの分野における科学的調査を推進すること。  | -                  |
|    | h)自国の遺産及び他の条約締約国の遺産に直接的、間接的被害を及ぼすような意図的措置をとらないこと。(世界遺産条約第6条第3項参照)  | -                  |
|    | i)世界遺産一覧表に記載することが適当な資産の目録を世界遺産委員会に提出すること(これを暫定リストと呼ぶ)。(世界遺産条約第11条第1項参照)  | -                  |
|    | ...  | -                  |
|    | m)教育及び広報を通じて、自国民が条約の第1条及び第2条により定義される文化遺産及び自然遺産の価値に対する理解を深め、より尊重するよう努めること。又、遺産を脅かす危険について公衆に周知すること。(世界遺産条約第27条参照)  | -                  |
|    | n)世界遺産条約の履行及び資産の保全状況について、世界遺産委員会に報告すること。   | -                  |
| 16 | 締約国は、世界遺産委員会会合及びその下部組織の会合に出席することが奨励される。  | -                  |
| 一  | I. D 世界遺産条約締約国会議   | -                  |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 17 | 世界遺産条約締約国会議は、ユネスコ総会の会期の間に開催される。会議は、手続規則に従って進行される。手続規則は以下のウェブアドレスに掲載されている。…(世界遺産条約第8条第1項参照、世界遺産委員会手続規則第49条参照)   | - |
| 18 | 会議では、すべての締約国に適用される同一の百分率により世界遺産基金への分担金を決定し、世界遺産委員会の構成国を選出する。締約国会議及びユネスコ総会の両者に対して、世界遺産委員会は活動報告を行う。(世界遺産条約第8(1)条第16条第1項第29条参照、世界遺産委員会手続規則第49条参照)   | - |
| -  | I. E 世界遺産委員会   | - |
| 19 | 世界遺産委員会は21の構成国から成り、年1回以上の頻度で会合を開催する。委員会は、ビューロー会議を設置し、委員会会合期間中に必要と判断される回数ビューロー会議を開催する。委員会及びビューロー会議の構成は、次のウェブアドレスを参照…(事務局の世界遺産センターを通じて世界遺産委員会へ連絡をとることができる。)  | - |
| 20 | 委員会は、手続規則に従って会議の運営を行う。手続規則は次のウェブアドレスで公開されている。…   | - |
| .. | ...  | - |
| 23 | 委員会の決議は客観的かつ科学的な検討に基づくものであり、委員会の名のもとに実施される査定は完全かつ責任を持って行われなければならない。そのような決議は以下に依存することを委員会は認識する。<br>a) 注意深く準備された書類。<br>b) 完全かつ一貫性ある手続き。<br>c) 資格ある専門家による審査。<br>d) 必要な場合は、専門審査員の利用。   | - |
| 24 | 委員会の主要な機能は、締約国と協力し、<br>a) 暫定リスト及び締約国により提出される登録推薦書に基づいて、条約のもとで保護すべき顕著な普遍的価値を有する文化資産及び自然資産を認定し、世界遺産一覧表に登録すること。(世界遺産条約第11条第2項参照)<br>b) 世界遺産一覧表登録資産の保全状況をリアクティブモニタリング(第IV章参照)及び定期的報告(第V章参照)を通じて調査すること。(世界遺産条約第11条第7項及び第29条参照)<br>...                       | - |
|    | i) 条約の履行について定期的に調査及び審査を行うこと。<br>j) 作業指針の改定及び採択を行うこと。   | - |
| 25 | 条約の履行を促進するため、委員会は戦略目標を策定する。世界遺産への新たな脅威に確実に効果的な対応がなされるように定期的に見直しを行い改定を行う。(1992年委員会で最初の「戦略的方向性」を採択)  | - |
| 26 | 現在の戦略目標は以下のとおり(4つのC)。(2002年「世界遺産に関するブダペスト宣言」)<br>1. 世界遺産一覧表の信用性(Credibility)の強化<br>2. 世界遺産資産の効果的な保全(Conservation)の確実な担保<br>3. 締約国における効果的なキャパシティビルディング(Capacity-building)の促進<br>4. コミュニケーション(Communication)を通じた世界遺産に関する普及啓発、参画及び支援の増大                   | - |
| -  | I. F 世界遺産委員会事務局 (世界遺産センター)   | - |
| 27 | 世界遺産委員会は、ユネスコ事務局長が任命する事務局の補佐を受ける。現在、事務局の役割は、この目的の為に1992年に設立された世界遺産センターが担っている。又、ユネスコ事務局長は、世界遺産センターの局長を委員会の秘書に任命している。事務局は締約国及び諮問機関を補佐し、協力する。事務局はまたユネスコの他の活動分野及び地方事務所と密接な連携を図りつつ活動する。(世界遺産条約第14条参照、世界遺産委員会手続規則第43条参照)                                     | - |
| 28 | 事務局の主要な活動内容は以下のとおり。<br>a) 締約国会議及び委員会会議の開催。<br>b) 世界遺産委員会会合及び締約国会議の決議の履行、及び、実施状況の報告。<br>c) 世界遺産一覧表登録推薦書の受理、事務局登録、書類の完全性の確認、保管及び関係諮問機関への伝達。<br>d) 世界遺産一覧表における不均一の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジーの一環としての研究活動やその他の活動の調整。<br>e) 定期的報告のとりまとめ及びリアクティブモニタリングの調整。 | - |



|    |   |   |
|----|---|---|
|    | f) 国際的援助の調整。  | —   |
|    | ...   | —   |
|    | i) 締約国、諮問機関、一般市民への普及活動及啓発活動を通じた世界遺産及び世界遺産条約のプロモーション。  | —   |
|    | ...   | —   |
| —  | I. G 世界遺産委員会諮問機関  | —   |
| 30 | 世界遺産委員会への諮問機関は、ICCROM(文化財保護及び修復の研究のための国際センター)、及びICOMOS(国際記念物遺跡会議)、そしてIUCN(国際自然保護連合)とする。(世界遺産条約第8条第3項参照)       | —   |
| 31 | 諮問機関の役割は以下のとおり。   | —   |
|    | a) それぞれの専門分野に関して世界遺産条約の履行に関する助言を行うこと。   | —   |
|    | b) 委員会文書及び会議議題の作成、委員会議決の履行に関して事務局を補佐すること。   | —   |
|    | c) 世界遺産一覧表の不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー、研修に係るグローバルストラテジー、定期的報告の策定及び履行に関する補佐を行うこと。又、世界遺産基金の効果的な活用を強化すること。 | —   |
|    | d) 世界遺産資産の保全状況を監視し、国際的援助の要請を審査すること。   | —   |
|    | e) ICOMOS、IUCNについては、世界遺産一覧表登録推薦資産を審査し、委員会に審査報告を行うこと。  | —   |
|    | f) 世界遺産委員会会合及びビューロー会議に顧問として出席すること。  | —   |
|    | ICCROM  | —   |
|    | ...   | —   |
|    | ICOMOS  | —   |
|    | ...   | —   |
|    | IUCN  | —   |
|    | ...   | —   |
| —  | I. H その他の機関   | —   |
| 38 | 委員会は、その計画及びプロジェクトの履行に関して、適切な能力及び専門的知識を有する他の国際機関や非政府機関に協力支援を要請することができる。  | —   |
| —  | I. I 世界遺産保護のパートナー   | —   |
| 39 | 登録推薦及び管理、モニタリングにおいて、パートナーシップ型の取り組みを進めることは、世界遺産資産の保護及び条約の履行に大きく貢献するものである。                                      | —   |
| 40 | 世界遺産資産の保全管理に利害関係を有する又は従事する個人その他の関係者、特に地域のコミュニティ、政府機関、非政府機関、民間組織、所有者は、世界遺産の保護及び保全のパートナーとなり得る。                  | —   |
| —  | I. J 関連条約等  | —   |
| 41 | 世界遺産委員会は、ユネスコの関連条約等とより緊密に連携を図ることの重要性を認識する。関連する地球規模の保全体制、条約等の一覧を、第44段落に示す。                                     | —   |
| 42 | 世界遺産委員会は、事務局の支援を得て、世界遺産条約とその他の条約、計画、文化遺産及び自然遺産の保全に係る国際機関との間での適切な連携及び情報共有を確保する。                                | —   |
| 43 | 委員会は、関連条約に基づく政府間機関の代表者を、オブザーバーとして会合に招聘することができる。又、委員会は、要請に基づいて、他の政府間機関の会議にオブザーバーとして参加する代表者を指名することができる。         | —   |
| 44 | 文化遺産及び自然遺産の保護にかかる主要な国際条約等<br>ユネスコの条約及び計画  | —   |
|    | ...   | —   |
|    | その他の条約  | —   |
|    | ...   | —   |
| —  | II. 世界遺産条約一覧表   | —   |
| —  | II. A 世界遺産の定義   | —   |
| —  | 文化遺産及び自然遺産  | —   |
| 45 | 文化遺産及び自然遺産とは世界遺産条約第一条及び第二条に定義される資産をいう。  | 養生所/(長崎)医学校遺跡は、世界遺産の定義に包摂され、即ち、世界遺産である。               |
|    | 第一条   | —   |
|    | この条約の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。  | —   |
|    | 記念物 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居ならびにこれらの物件の組合せであって、歴史上、芸術上、又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの                | 養生所/(長崎)医学校遺跡は、世界遺産たる文化遺産であり、即ち、世界遺産条約第一条に定義される資産である。 |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | 建造物群 独立した建築物の群又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上、又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの  | —   |
|    | 遺跡 人間の作品、自然と人間との共同作品及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民俗学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの  | 養生所/(長崎)医学校遺跡は、世界遺産たる文化遺産たる遺跡であり、即ち、人間の作品、自然と人間との共同作品及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上顕著な普遍的価値を有するものである。  |
|    | <b>第二条</b><br>この条約の適用上、「自然遺産」とは、次のものをいう。<br>…   | —   |
|    | <b>複合遺産</b>   | —   |
| 46 | 条約の第1条、第2条に規定されている文化遺産及び自然遺産の定義(の一部)の両方を満たす場合は、「複合遺産」とみなす。  | —   |
|    | <b>文化的景観</b>  | —   |
| 47 | 文化的景観は、文化的資産であって、条約第1条のいう「自然と人間との共同作品」に相当するものである。人間社会又は人間の住居地が自然環境による物理的制約のなかで、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたかを例証するものである。  | 養生所/(長崎)医学校遺跡は、文化的景観たる文化的資産であって、条約第1条のいう「自然と人間との共同作品」に相当する。人間の活動地が自然環境による物理的制約のなかで、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、進化をたどってきた例を証するものである。              |
|    | <b>動産遺産</b>   | —   |
| 48 | 現在不動産の遺産であっても、将来動産となる可能性があるものの登録推薦は検討対象としない。  | 養生所/(長崎)医学校遺跡は、不動産であり、将来動産となる可能性がない。  |
|    | <b>顕著な普遍的価値</b>   | —   |
| 49 | 顕著な普遍的価値とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値を意味する。従って、そのような遺産を恒久的に保護することは国際社会全体にとって最高水準の重要性を有する。委員会は、世界遺産一覧表に資産を登録するための基準の定義を行う。  | 養生所/(長崎)医学校遺跡は、顕著な普遍的価値、即ち、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義を有する。従って、当該遺産を恒久的に保護することは国際社会全体にとって最高水準の重要性を有する。                   |
| 50 | 締約国は、「顕著な普遍的価値」を有すると考えられる文化的資産及び/又は自然資産について、世界遺産一覧表への登録推薦書を提出するよう求められる。   | 締約国たる日本国は、「顕著な普遍的価値」を有すると考えられる文化的資産たる養生所/(長崎)医学校遺跡を、世界遺産一覧表への登録推薦書を提出するよう求められている。   |
|    | …   | —   |
|    | <b>II. B 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保</b>  | —   |
| 54 | 委員会は、第26回会合(ブダペスト、2002年)で採択した戦略目標に則って、世界遺産一覧表における不均衡を是正し、代表性、信用性を確保するよう努める。   | —   |
|    | <b>世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー</b>   | —   |
| 55 | 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー(The Global Strategy for a Representative, Balanced and Credible World Heritage List)は、世界遺産一覧表に残る主なギャップを特定し、その穴を埋めることを意図している。そのために、より多くの国が条約締約国となり、第62段落に規定されている暫定リスト及び世界遺産一覧表登録推薦書を作成することを促進する。<br>( <a href="http://whc.unesco.org/en/globalstrategy">http://whc.unesco.org/en/globalstrategy</a> 参照) | —   |
|    | …   | —   |
|    | <b>その他の措置</b>   | —   |
| 59 | 世界遺産一覧表における不均衡を是正し、代表性と信用性を確保するため、締約国は各国の遺産がすでに一覧表に十分代表されているかどうか検討し、もし十分代表されているようであれば、下記により追加の登録推薦書提出の間隔をあげるように求められる。   | 養生所/(長崎)医学校遺跡は、異なる文明の受容と自律的展開と結果に於いてその文明に則した顕著な普遍的価値を有する成果を還元した文化的な意義(特に医学史上薬学史上に於いて)を有する歴史を成立させた活動の痕跡たる遺跡である。この分野が、世界遺産一覧表に十分に代表されているか、検討が必要である。 |
|    | a) 自発的取組として、締約国自身が定める条件に従って登録推薦の間隔をあげること。   | —   |
|    | b) 申請を、十分代表されていない分野の資産に限定すること。  | —   |
|    | c) 各登録推薦を、十分代表されていない締約国の登録推薦にリンクさせること。  | —   |
|    | d) 新たな登録推薦の提出を一時的に自粛すること。   | —   |
| 60 | 世界遺産一覧表に十分代表されていない顕著な普遍的価値を有する遺産をもつ締約国は、以下のように求められる。  | 養生所/(長崎)医学校遺跡の価値が、世界遺産一覧表に十分に代表されていないければ、締約国日本は第60段のように求められる。   |
|    | a) 暫定リストの作成及び登録推薦書の作成を優先事項とすること。  | —   |
|    | b) 技術的知見の交換のための地域間協力体制を開始、強化すること。   | —   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | c) 二国間協力及び多数国間協力を推進して、遺産の保護、保守、管理を担当する機関の専門的知見知識や技術的能力を高めること。  | -   |
|    | d) 世界遺産委員会会合に可能な限り参加すること。  | -   |
| 61 | 委員会は、実験的措置及び移行措置として以下のメカニズムを第30回会合(2006年)に適用することを決定した。   | -   |
| .. | ...  | -   |
| -  | II. C 暫定リスト  | -   |
| -  | 手続き及び書式  | -   |
| 62 | 暫定リストとは、各締約国が世界遺産一覧表へ登録することがふさわしいと考える、自国の領域内に存在する資産の目録である。従って、締約国は各自の暫定リストに、顕著な普遍的価値を有する文化遺産又は自然遺産であると考えており、将来登録推薦を行う意思のある資産の名称を示す必要がある。   | 養生所/(長崎)医学校遺跡は、条約上の世界遺産の定義に包摂され、また、日本社会の中世以来の近代化及び現代への変遷における文化上歴史上重要な遺跡であり自国の歴史の象徴であることから、締約国たる日本国は、将来登録推薦を行う意思を以て、暫定リストに当該資産の名称を示さなければならないと考える。  |
| .. | ...  | -   |
| -  | 計画・審査ツールとしての暫定リスト  | -   |
| 70 | 暫定リストは将来の登録推薦についての示唆を与えるものであり、締約国、世界遺産委員会、事務局、諮問機関にとって、有用かつ重要な計画ツールである。  | -   |
| .. | ...  | -   |
| -  | 暫定リスト作成の為に締約国への支援及びキャパシティビルディング  | -   |
| 74 | グローバルストラテジーを履行するためには、締約国は暫定リストの作成、更新、統合を行い、登録推薦書の作成を行うための技能を身に付けることを支援するためのキャパシティビルディング及びトレーニング分野における協力が必要となることが考えられる。   | -   |
| .. | ...  | -   |
| -  | II. D 顕著な普遍的価値の評価基準  | -   |
| 77 | 本委員会は、ある資産が以下の基準(の一以上)を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値(段落49-54を参照)を有するものとみなす。<br>(i) 人間の創造的才能を表す傑作である。<br>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある時期にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。<br>(iii) 現存するか消滅しているにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。<br>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。<br>(v) あるひとつの文化(または複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)。<br>(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。<br>(vii) ...<br>(viii) ...<br>(ix) ...<br>(x) ... | 養生所/(長崎)医学校遺跡とその歴史は、世界と日本の科学技術(特に医学上薬学上)の発展に重要な影響を与えた、西洋文明における近代科学技術の発展期において、又日本の近世から近代への変遷の時期にわたる価値観の交流及び日本国内での価値観の交流を示すものである。<br>養生所/(長崎)医学校遺跡は、日本の近代化の歴史において、近世と近代にかけて稼働した体系的な近代西洋科学技術の受容と自律的展開に係わる三つの施設のうち現存する唯一の遺跡である。 |
| 78 | 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び/又は真正性の条件についても満たしている必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。   | -   |
| -  | II. E 完全性及び/又は真正性  | -   |
| -  | 真正性  | -   |
| 79 | 登録基準(i)から(vi)に基づいて推薦される資産は真正性(オーセンティシティ)の条件を満たすことが求められる。オーセンティシティに関する奈良ドキュメントを含む付属資料4には、資産の真正性を検証するための実践的な原則が示されている。以下にその要約を示す。  | -   |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 80 | 遺産が備えている価値を理解できる程度は、この価値に関する情報源がどの程度の信用性、真実性を有すると考えられるかに依存する。文化遺産の本来の特質と後年の変化に関連してその情報源を知り理解することは、真正性に係るあらゆる側面を評価する上での要件である。  | —   |
| 81 | 文化遺産が備えている価値についての判断は、関連する情報源の信用性と同様に、文化ごとに異なる可能性があるほか、単一の文化内においてさえ異なることが考えられる。全ての文化は等しく尊重されるべきであることから、文化遺産の検討、判断は、第一義的には自身の文化的文脈において行われなければならない。  | —   |
| 82 | 文化遺産の種類、その文化的文脈によって一様ではないが、資産の文化的価値(登録推薦の根拠として提示される価値基準)が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真正性の条件を満たしていると考えられ得る。<br>・形状、意匠 ・材料、材質 ・用途、機能<br>伝統、技能、管理体制 ・位置、セッティング<br>・言語その他の無形遺産 ・精神、感性<br>・その他の内部要素、外部要素   | —   |
| 83 | 精神的な属性や感性といった属性を、実際に真実性の条件として適用するのは容易ではないが、それでもなお、それらは、例えば伝統や文化的連続性を維持しているコミュニティにおいては、その土地の特徴や土地感を示す重要な指標である。   | —   |
| 84 | これらの情報源をすべて利用すれば、文化遺産の芸術的側面、歴史的側面、社会的側面、科学的側面について詳細に検討することが可能となる。「情報源」は、文化遺産の本質、特異性、意味及び歴史を知ることが可能にする物理的存在、文書、口述、表象的存在のすべてと定義される。   | —   |
| 85 | 資産の登録推薦書を作成するなかで真正性の条件を考慮する場合には、締約国は、まず最初に、該当する重要な属性をすべて特定する必要がある。真正性の宣言において、これらの重要な属性のひとつひとつにどの程度の真正性があるか又は表現されているかを評価すること。  | —   |
| 86 | 真正性に関し、考古学的遺跡や歴史的建造物・歴史的地区を再建することが正当化されるのは、例外的な場合に限られる。再建は、完全かつ詳細な資料に基づいて行われた場合のみ許容され得るものであり、憶測の余地があってはならない。  | 養生所/(長崎)医学校等遺跡については、近世後期から近代前半期の精細な複数の方向からの十数葉の写真、明治期の四つの時期の平面図、関係者の手記や出版物、がある。これらの資料は信用でき、完全かつ詳細である。長崎市によって発掘調査も今後予定されている。土木造成の欠損した部分について、このような信用できる完全かつ詳細な資料により、憶測の余地のない再建が可能である。 |
| —  | <b>完全性</b>  | —   |
| 87 | 世界遺産一覧表に登録推薦される資産は全て、完全性の条件を満たすことが求められる。  | —   |
| 88 | 完全性は、自然遺産及び/又は文化遺産とそれらの特質のすべてが無傷で包含されている度合いを測るためのものさしである。従って、完全性の条件を調べるためには、当該遺産が以下の条件をどの程度満たしているかを評価する必要がある。<br>a) 顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか。<br>b) 当該遺産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。<br>c) 開発及び/又は管理放棄による負の影響を受けているか。<br>以上について、完全性の宣言において説明を行うこと。 | —   |
| 89 | 登録価値基準(i)から(vi)までに基づいて登録推薦される資産は、資産の物理的構造及び/又は重大な特徴が良好な状態であり劣化の進行による影響がコントロールされていること。また、資産が有する価値の総体を現すのに必要な要素が、相当の割合包含されていること。文化的景観及び歴史的町並みその他の生きた資産については、これらの独自性を特徴づけている?や動的な機能が維持されていること。   | —   |
| 90 | 登録価値基準(vii)から(x)までに基づいて登録推薦される資産は、全て、生物物理学的な過程及び地形上の特徴が比較的無傷であること。しかしながら、いかなる場所も完全な原生地域ではなく、自然地域は全て動的なものであり、ある程度人間との関りが介入することが知られている。伝統的社会や地域のコミュニティを含めて、人間活動はしばしば自然地域内で行われる。そのような活動も、生態学的に持続可能なものであれば、当該地域の顕著な普遍的価値と両立し得る。   | —   |
| 91 | 以上に加えて、登録価値基準(vii)から(x)に基づいて登録推薦される資産は、各基準ごとに完全性の条件が定義されている。  | —   |

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 92  | 登録価値基準(vii)に基づいて登録推薦される資産は、顕著な普遍的価値を有すると同時に、資産の美しさを維持するために不可欠な範囲を包含していること。例えば、滝を中心とする風景の場合、資産の美的価値に一体的に結びついた隣接集水域及び下流域を包含していれば、完全性の条件を満たす可能性がある。  | — |
| 93  | 登録価値基準(viii)に基づいて登録推薦される資産は、関連する自然科学的關係において相互に関連し依存した鍵となる要素の全て又は大部分を包含していること。例えば、「氷河時代」の地域であれば、雪、氷河そのもの及び氷食形状、堆積、棲みつきのサンプル(例えば、条線、モレーン、植物遷移の初期段階等)を包含していれば、完全性の条件を満たす可能性がある。また、火山の場合は、溶岩起源鉱物の完全な変形シリーズが残っており、噴出岩の種類や噴火の種類全て又は大部分が代表されていれば、完全性の条件を満たす可能性がある。   | — |
| 94  | 登録価値基準(ix)に基づいて登録推薦される資産は、生態系及びそこに含まれる生物多様性を長期的に保全するために不可欠なプロセスの鍵となる側面を現すために十分な大きさを持ち、必要な要素を包含すること。例えば、熱帯雨林地域は、ある程度の標高変化、地形・土壌型の変化があり、パッチの系及びパッチの自然再生が見られれば、完全性の条件を満たす可能性がある。同様に、サンゴ礁であれば、例えば、海草やマングローブ、又はサンゴ礁への栄養塩や堆積物の流入を制御するその他近隣生態系を包含すれば、完全性の条件を満たす可能性がある。   | — |
| 95  | 登録価値基準(x)に基づいて登録推薦される資産は、生物多様性の保全にとって最も重要な存在であること。生物学的に見て、最も多様性・代表性の高い資産のもがこの基準を満たし得ると考えられる。関係する生物地理区、生態系の特徴を示す動植物相の多様性を最大限維持するための生息環境を包含していることが求められる。例えば、熱帯サバンナの場合であれば、共進化した草食動物と植物の組み合わせが完全に残っていれば、完全性を満たす可能性がある。また、島嶼生態系の場合であれば、固有の生物相を維持するための生息環境を包含すべきである。広い生息域をもつ種を含む場合は、当該種の生存可能個体群サイズを確保するために不可欠な生息環境を包含するのに十分な大きさを確保すべきである。さらに、渡りの習性をもつ生物種を含む地域の場合は、繁殖地、営巣地、判明している渡りのルートが適切に保護されていることが求められる。 | — |
| —   | <b>II. F 保護管理</b>   | — |
| 96  | 世界遺産資産の保護管理にあたっては、顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性の登録時の状態が、将来にわたって維持、強化されるように担保すること。   | — |
| ..  | ...   | — |
| —   | <b>立法措置、規制措置、契約による保護措置</b>  | — |
| 98  | 資産の存続を保証し、顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性に影響を及ぼす可能性のある開発等から資産を保護するための立法措置、規制措置を国及び地方レベルで整備することが求められる。また、締約国は、それらの施策を十分かつ効果的に実施する必要がある。  | — |
| —   | <b>効果的な保護のための境界線の設定</b>   | — |
| 99  | 境界線を明確に設定することは、登録推薦資産を効果的に保護するための不可欠な要件である。境界線の設定は、資産の顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性が十分に表現されることを保証するように行われなければならない。  | — |
| ..  | ...   | — |
| —   | <b>緩衝地帯</b>   | — |
| 103 | 資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯(バッファゾーン)を設定すること。  | — |
| 104 | 緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は習慣的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能を持つ地域又は特性が含まれるべきである。緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。登録推薦の際には、緩衝地帯の大きさ、特性及び緩衝地帯で許可される用途についての詳細及び資産と緩衝地帯の正確な境界を示す地図を提出すること。   | — |
| 105 | 設定された緩衝地帯が、当該資産をどのように保護するのかについての分かりやすい説明もあわせて示すこと。  | — |

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 107 | 通常、緩衝地帯は登録推薦資産とは別であるが、資産が世界遺産一覧表へ登録された後に緩衝地帯を変更する場合は、世界遺産委員会の承認を得ること。  | — |
| —   | 管理体制   | — |
| 108 | 各登録推薦資産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか(参加型手法を用いることが望ましい)について明示した適切な管理計画の策定又は管理体制の設置を行うこと。   | — |
| 109 | 管理体制の目的は、登録推薦資産の現在及び将来に渡る効果的な保護を担保することである。   | — |
| 110 | どのような管理体制が効果的かは、登録推薦資産のタイプ、特性、ニーズや当該資産が置かれた文化、自然面での文脈によっても異なる。管理体制の形は、文化的視点、資源量その他の要因によって、様々な形をとり得る。伝統的手法、既存の都市計画・地域計画手法やその他の計画手法が使われることが考えられる。  | — |
| 111 | 上記の多様性を認識したうえで、効果的な管理体制に共通する要素として、以下のものが挙げられる。   | — |
|     | a) すべての関係者が資産についての理解を十二分に共有していること。   | — |
|     | b) 計画、実行、モニタリング、評価、フィードバックのサイクル。   | — |
|     | c) パートナーと関係者が参加していること。   | — |
|     | d) 必要な(人的、財政的)資源が割り当てられていること。  | — |
|     | e) キャパシティビルディング。   | — |
|     | f) 管理体制の運営に関するアカウンタビリティと透明性。   | — |
| 112 | 効果的な管理には、登録推薦資産の保護、保全、及び公開に関して、長期的取組み/日常的活動のサイクルがある。   | — |
| ..  | ...  | — |
| —   | 持続可能な利用  | — |
| 119 | 世界遺産資産は、生物学的、文化的に持続可能な様々な利用と両立し得る。締約国とパートナーは、そのような持続可能な利用が資産の顕著な普遍的価値や完全性/真正性を損なうことがないように努めなければならない。さらに、いかなる利用も生物学的、文化的に持続可能であることが求められる。但し、なかには人間による利用が適切ではない資産も存在する。  | — |
| ..  | ...  | — |
| —   | III. 世界遺産一覧表への資産登録の流れ  | — |
| ..  | ...  | — |
| —   | III. B 登録推薦の書式及び内容   | — |
| ..  | ...  | — |
| 132 | 登録推薦が「完全」であると認められるためには、以下の条件を満たす必要がある。   | — |
|     | 1. 資産の範囲 (Identification of Property)  | — |
|     | 推薦する資産の範囲(境界線)を明確に示すこと。なお、(緩衝地帯が存在する場合は)登録推薦資産と緩衝地帯の区別を明確にすること(第103～107段落参照)。…明確に範囲(境界線)が示されていない登録推薦書は「不完全」とみなされる。   | — |
|     | 2. 資産の内容 (Description of Property)   | — |
|     | 資産の内容には、資産の特徴及び資産の歴史と変遷についての概要が含まれる。地図に記載されているすべての構成要素の特徴と解説を記述することが求められる。特に「連続性のある資産」の登録推薦を行う場合は、構成要素のひとつひとつを解説するようにすること。   | — |
|     | 歴史と変遷には、当該資産がどのようにして現在の形に至ったのか、又、過去にどのような重大な変化を経てきたのかについて記述すること。ここでは、当該資産の顕著な普遍的価値の基準及び完全性及び/又は真正性の条件を満たすことを示すための論拠として重要な事実について提示すること。   | — |
|     | 3. 登録の価値証明 (Justification of Inscription)  | — |
|     | 本項では、当該資産の登録推薦の根拠となる世界遺産基準(第77段落参照)を示し、基準ごとにその基準を採用した明確な論拠を示すこと。その基準に従って、顕著な普遍的価値の宣言(第49～53段落及び第155段落参照)に当該資産が世界遺産一覧表登録に値すると考えられる理由を分かりやすく記述すること。又、当該資産を、国内外の類似の世界遺産、その他の資産と比較した比較分析を行うこと。比較分析では、当該資産の国内での重要性及び国際的重要性について説明すること。完全性/真正性の宣言として、当該資産が第78段落から第95段落に示された条件を満たすことを証明すること。 | — |
|     | 4. 保全状況及び資産へ影響を与える諸条件 (State of Conservation and Factors Affecting Property)   | — |

|     |  |  |
|-----|--|--|
|     | 本項では、資産の現在の保全状況に関する正確な情報(資産の物理的状況及び実施されている保全措置に関する情報等)を記載すること。また、資産へ影響を与える諸条件(脅威等)についても記述すること。本項に記載される情報は、登録推薦資産の保全状況を将来モニタリングする際に必要なベースラインデータとなる。   |  |
|     | 5. 保護管理 (Protection and Management)  |  |
|     | 保護:...   |  |
|     | 管理:...   |  |
|     | 6. モニタリング (Monitoring)   |  |
|     | 締約国は、資産の保全状況を測定するための主要な指標、影響を及ぼす諸条件、資産保全措置、調査頻度及び責任を有する管理機関について提示すること。   |  |
|     | 7. 資料 (Documentation)  |  |
|     | ...  |  |
|     | 8. 管理機関の連絡先 (Contact Information of Responsible Authorities)   |  |
|     | ...  |  |
|     | 9. 締約国代表署名 (Signature on behalf of the State Party)  |  |
|     | ...  |  |
|     | 10. 必要部数   |  |
|     | ...  |  |
|     | 11. 用紙及び電子書式   |  |
|     | ...  |  |
|     | 12. 送付   |  |
|     | ...  |  |
| 一   | III. C. 特異な資産の登録推薦に係る要件  |  |
| 一   | 国境を越える資産   |  |
| 134 | 登録推薦資産は、<br>a) ひとつの締約国の領域内に全体が位置する場合もあれば、<br>b) 隣接する複数の締約国の領域にまたがって分布する場合もある(国境を越える資産)。  |  |
|     | ...  |  |
| 一   | 連続性のある資産   |  |
| 137 | 連続性のある資産とは、<br>a) 同一の歴史-文化群<br>b) 地理区分を特徴づける同種の遺産<br>c) 同じ地質学的、地形学的形成物、又は同じ生物地理区分若しくは同種の生態系<br>に属する関連した構成要素が、個々の部分ではそうでなくとも、全体として顕著な普遍的価値を有するものである。  |  |
| 138 | 連続性のある資産は、<br>a) ひとつの締約国の領域内に全体が位置する場合もあれば(連続性のある資産)、<br>b) 異なる締約国の領域にまたがる場合もある(連続性のある国境を越える資産)  |  |
| 139 | 連続性のある資産の登録推薦は、ひとつの締約国によるものであれ、複数の締約国による推薦であれ、最初に登録推薦される資産がそれ自体で顕著な普遍的価値を有していれば、複数年にわたる審査を前提にして推薦書の提出を行うことができる。複数年の登録推薦サイクルにわたる連続性のある資産の登録推薦を計画している締約国は、委員会の活動計画上の便を図るため、その意思を委員会に通知することが望まれる。 |  |
| ..  | ...  |  |
| 一   | IV. 世界遺産一覧表登録資産の保全状況に係るモニタリング  |  |
| ..  | ...  |  |
| 一   | V. 世界遺産条約の履行に係る定期的報告   |  |
| ..  | ...  |  |
| 一   | VI. 世界遺産条約を推進するための支援   |  |
| ..  | ...  |  |
| 一   | VII. 世界遺産基金及び国際的援助   |  |
| ..  | ...  |  |
| 一   | VIII. 世界遺産エンブレム  |  |
| ..  | ...  |  |
| 一   | IX. 情報の管理・提供   |  |
| ..  | ...  |  |
| ..  | ...  |  |
| ..  | ...  |  |
| ..  | ...  |  |
| ..  | ...  |  |
| ..  | ...  |  |
| ..  | ...  |  |
| ..  | ...  |  |





## 《1. 文献資料》

1. 『明治維新以後の長崎』長崎市小学校職員会編纂 大正十四年  
 (復刻 編者長崎市小学校職員会 発行所 株式会社 名著出版 昭和四十八年七月五日発行)
2. 『長崎談叢 第七輯 昭和五年九月一日 発行』  
 「日本最初の病院並醫學校としての長崎の養生所」林郁彦
3. 『昭和八年(1933年)九月二十二日 金曜日 長崎日々新聞 朝刊 2面 第三版』  
 「西洋醫學の發祥地 小島病院を史蹟に 文部省へ指定方を」
4. 『長崎談叢 第十四輯 昭和九年七月五日 発行』  
 「長崎小島養生所に就いて」林郁彦
5. 『昭和十一年 長崎縣史蹟名勝天然記念物 第八輯』史蹟之部  
 「九、西洋醫學發祥地遺跡 長崎縣史談会幹事 長崎縣廳 藤原兼助」
6. 『長崎市制六十五年史(前編)』編さん発行 長崎市役所総務部調査統計課  
 昭和三十一年三月三十一日 発行
7. 『石積の秘法とその解説—改訂増補—』  
 (『“続”石積の秘法とその解説』大久保森造 大久保森一 共著 収録)  
 著作者 大久保森造 発行所 理工図書株式会社  
 昭和33年3月15日 第一版発行 昭和47年6月15日 改訂増補第2版
8. 『長崎医学百年史』発行 長崎大学医学部「長崎医学の百年」中西 啓  
 昭和三十六年三月三十一日 発行
9. 『長崎県の歴史』県史シリーズ42 著者 瀬野精一郎 発行所 株式会社山川出版社  
 昭和47年4月27日 第一刷発行
10. 『長崎県教育史』編集 長崎県教育会 発行 長崎県教育委員会  
 昭和三十五年三月一日 発行(非売品)
11. 『長崎県史(近代編)』  
 著作権者 長崎県 編集者 長崎県史編集委員会 発行所 株式会社吉川弘文館  
 昭和三十五年三月二十五日 発行
12. 『検査技師のための長崎散歩』著者 中西啓 発行者 嘉村国男  
 昭和三十二年四月二十五日 発行(非売品)
13. 『長崎市史年表』編集 長崎市史年表編さん委員会 発行 長崎市役所  
 昭和56年3月20日 発行
14. 『長崎談叢 第六十六輯 昭和五十七年十一月十五日 発行』  
 「長崎医科大学諸教授の医学史と洋学伝来史に関する欧文論文」青木義勇訳注
15. 『幕末教育史の研究—』  
 昭和五十八年二月二十五日 発行 著者 倉沢剛 発行所 株式会社吉川弘文館
16. 『横須賀製鉄所の人々—花開くフランス文化』有隣新書25  
 著者 富田仁 西堀昭 監修 高橋邦太郎  
 昭和五十八年六月十七日 第一刷発行
17. 『長崎談叢 第六十七輯 昭和五十八年七月十日 発行』  
 「明治初期の長崎医学校・病院概述、特に建造物の興廢と戦時仮病院指定二回の  
 経験」青木義勇

18. 『幕末教育史の研究 二』  
 昭和五十九年二月二十五日 発行 著者 倉沢剛 発行所 株式会社吉川弘文館
19. 『長崎談叢 第六十九輯 昭和五十九年十二月二十日 発行』  
 「明治中期、佐古施設使用時期の長崎医学校と県立長崎病院」青木義勇
20. 『有明工業高等専門学校紀要 第22号』  
 「病院研究の計画史的研究」  
 史料「衛生士官Jh'. J. L. C. ポンペ・ファン・メールデルフォールトによって考案された病院のための計画書」  
 新谷肇一 昭和60年9月20日 受理
21. 『幕末教育史の研究 三』  
 昭和六十一年四月十日 発行 著者 倉沢剛 発行所 株式会社吉川弘文館
22. 『日本建築学会計画系論文報告集 第362号 昭和61年4月』  
 「長崎養生所の敷地選定と配置計画について」  
 正会員 青木正夫 正会員 新谷肇一 正会員 篠原宏年
23. 『日本建築学会計画系論文報告集 第367号 昭和61年9月』  
 「長崎養生所の平面計画および構造と運営について」  
 正会員 青木正夫 正会員 新谷肇一 正会員 篠原宏年
24. 『石垣普請』ものと人間の文化史58  
 著者 北垣聰一郎 発行所 財団法人 法政大学出版局  
 1987年3月31日 初版1刷発行
25. 『長崎談叢 第七十六輯 平成二年三月一日 発行』  
 「征台の役と長崎医学校病院(その一) 台湾南部に軍病院開設」青木義勇
26. 『長崎海軍伝習所』中公新書1024 著者 藤井哲博 発行所 中央公論社  
 1991年5月25日 発行
27. 『長崎製鉄所』中公新書1077 著者 楠本寿一 発行所 中央公論社  
 1992年5月25日 発行
28. 『長崎県の歴史』県史42 著者 瀬野精一郎 発行所 株式会社 山川出版社  
 1998年9月15日 第1版1刷発行
29. 『石積は意志の積み重ね 石積作法』ガーデン・テクニカル・シリーズ2  
 企画・制作 有限会社龍居庭園研究所 発行所 株式会社建築資料研究社  
 平成15年6月15日 初版第一刷発行
30. 『幕末の蒸気船物語』著者 元綱数道 発行者 (株)成山堂書店  
 平成16年4月28日 初版発行
31. 『長崎医人伝』編集兼発行人 宿輪亮三  
 平成16年12月 発行 (非売品)
32. 『長崎県伝染病史』著者 宿輪亮三 発行所 (株)昭和堂  
 2006年12月1日 発行
33. 『石垣が語る風土と文化ー屋敷囲いとしての石垣ー』  
 編者 漆原和子 分担著者 勝又浩 藤塚吉浩 陳国彦  
 2008(平成20)年3月17日 初版第一刷発行
34. 『オランダ風説書』中公新書2047 著者 松方冬子 発行所 中央公論社  
 2010年3月25日 発行

35. 『中世長崎の基礎的研究』著者 外山幹夫 発行所 株式会社 思文閣出版  
2011(平成23)年12月11日 発行
36. 『出島の医学』著者 相川忠臣 発行所 株式会社長崎文献社  
発行日 2012年3月30日
37. 『花月史』著者 加藤貴行(株式会社花月) 発行者 株式会社花月 有限会社長崎花月史蹟保存会  
監修 原田博二(長崎県文化財保護審議会委員) 鶴田文史(西海文化史研究所主宰・花月史研究者)  
発行日 2012年3月30日
38. 『石垣整備のてびき』監修 文化庁文化財部記念物課 発行所 (株)同成社  
2015年1月15日 発行
39. 『小曾根乾堂 謎解きの旅 幕末明治を刻した長崎人』  
著者 小曾根育代 監修 小曾根吉郎 発行所 長崎新聞社  
2015年8月20日初版発行
40. 『長崎キリシタン史 - 附考キリスト教会の瓦 -』 著者 山崎信二 発行所 雄山閣  
2015年12月5日 初版発行
41. 『長崎市立佐古小学校閉校記念誌～ありがとう佐古小学校～』  
発行日:平成28年2月25日 発行者:佐古小学校閉校実行委員会  
編集:佐古小学校閉校実行委員会記念誌部  
編集事務局:長崎市立佐古小学校 〒850-0837 長崎市西小島1丁目7番1号  
TEL 095-288-2480 FAX 095-822-2575

## 《Ⅱ. 写真資料》

1. 長崎大学図書館収蔵の写真資料
2. 国立公文書館デジタルアーカイブ
3. 旧長崎市立佐古小学校所蔵の写真資料
4. 池知和恭が撮影した写真資料
5. その他の写真資料

## 《Ⅲ. その他の資料》

1. 長崎地方法務局所管の旧土地台帳と附属図
2. 長崎歴史文化協会所蔵の資料
3. その他の資料

-----

“史実”をEnjoy(エンジョイ:楽しむ)しよう!  
そして、“史実”は考究と発見によって変化します。  
歴史をEnjoy(エンジョイ:楽しむ)するとは、考究と発見による変化を楽しむことかもしれません。

## 改訂履歴

- 改訂1:2017年(平成29年)3月5日 日曜日 資料項目の追加(元10件、全37件)  
改訂2:2017年(平成29年)9月3日 日曜日 資料項目の追加(4件追加、全41件)